

令和元年第4回皆野町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
12月12日(木)	
○開会及び開議	6
○議案等の説明のため出席した者の紹介	6
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諸般の報告	7
○行政報告	9
○町政に対する一般質問	9
3番 小杉修一 議員	9
2番 林 太平 議員	15
1番 大塚鉄也 議員	18
5番 常山知子 議員	20
6番 若林光雄 議員	28
9番 大澤径子 議員	36
11番 内海勝男 議員	42
○町長提出議案の報告及び一括上程	53
○議案第29号の説明、質疑、討論、採決	54
・議案第29号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	
て	
○議案第30号の説明、質疑、討論、採決	60
・議案第30号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	
○議案第31号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第31号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
て	
○議案第32号の説明、質疑、討論、採決	64
・議案第32号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
○議案第33号の説明、質疑、討論、採決	66
・議案第33号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	

○日程の追加	6 7
○議案第34号の説明、質疑、討論、採決	6 7
・議案第34号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第4号）	
○会議時間の延長	7 6
○議案第35号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第35号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
○承認第5号の説明、質疑、討論、採決	7 8
・承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町一般会計補正予算（第3号））	
○同意第19号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・同意第19号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件	
○同意第20号の説明、質疑、討論、採決	8 1
・同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	
○総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑	8 2
○産業建設常任委員会委員長報告、質疑	8 3
○広報常任委員会委員長報告、質疑	8 4
○議会運営委員会委員長報告、質疑	8 5
○広報常任委員会の閉会中の継続調査について	8 5
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	8 6
○議決事件の字句及び数字等の整理	8 6
○閉会について	8 6
○閉 会	8 6

○ 招 集 告 示

皆野町告示第52号

令和元年第4回皆野町議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年12月5日

皆野町長 石 木 戸 道 也

1 期 日 令和元年12月12日

2 場 所 皆野町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	大	塚	鉄	也	議員	2番	林		太	平	議員	
3番	小	杉	修	一	議員	4番	宮	前		司	議員	
5番	常	山	知	子	議員	6番	若	林	光	雄	議員	
7番	大	澤	金	作	議員	8番	新	井	達	男	議員	
9番	大	澤	径	子	議員	10番	四	方	田		実	議員
11番	内	海	勝	男	議員	12番	宮	原	睦	夫	議員	

不応招議員（なし）

令和元年第4回皆野町議会定例会 第1日

令和元年12月12日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、町長挨拶

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、行政報告

1、町政に対する一般質問

3番 小 杉 修 一 議員

2番 林 太 平 議員

1番 大 塚 鉄 也 議員

5番 常 山 知 子 議員

6番 若 林 光 雄 議員

9番 大 澤 径 子 議員

11番 内 海 勝 男 議員

1、町長提出議案の報告及び一括上程

1、議案第29号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第30号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第31号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第32号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第33号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての説明、質疑、討論、採決

1、議案第34号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第4号）の説明、質疑、討論、採決

1、議案第35号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明、質疑、討論、採決

1、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町一般会計補正予算（第3号））の説明、質疑、討論、採決

- 1、同意第19号 人権擁護委員候補者の推薦についての説明、質疑、討論、採決
- 1、同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任についての説明、質疑、討論、採決
- 1、総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑
- 1、産業建設常任委員会委員長報告、質疑
- 1、広報常任委員会委員長報告、質疑
- 1、議会運営委員会委員長報告、質疑
- 1、広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 1、議決事件の字句及び数字等の整理
- 1、閉会について
- 1、閉 会

午前9時00分開会

出席議員（12名）

1番	大塚鉄也	議員	2番	林	太平	議員
3番	小杉修一	議員	4番	宮前	司	議員
5番	常山知子	議員	6番	若林	光雄	議員
7番	大澤金作	議員	8番	新井	達男	議員
9番	大澤径子	議員	10番	四方田	実	議員
11番	内海勝男	議員	12番	宮原	睦夫	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	石木戸道也	副町長	土屋良彦
会計兼 管理 者 兼 会計課長	橋本賢伸	教育長	豊田尚正
総務課長	新井敏文	みらい 創造課長	中島直輝
町民生活 課長	長島弘	健康福祉 課長	浅見幸弘
税務課長	豊田昭夫	産業観光 課長	玉谷泰典
建設課長	宮原宏一	教育次長	設楽知伸

事務局職員出席者

事務局長	吉岡明彦	書記	山田巖
------	------	----	-----

◎開会及び開議の宣告

(午前9時00分)

- 議長（大澤金作議員） ただいまの出席議員は12人で、定足数に達しております。
これより令和元年第4回皆野町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

- 議長（大澤金作議員） 本定例会の説明者として出席された方は、参与席の諸君でございます。



◎町長挨拶

- 議長（大澤金作議員） 次に、本定例会の開会に当たり、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 皆さん、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
秩父夜祭も過ぎまして、令和元年も余すところ2週間余りとなりました。議員各位におかれましては、常日ごろから地域づくり、まちづくりに熱心に取り組まれておりますことに対し、心から敬意と感謝の意を表する次第であります。

本日は、令和元年第4回皆野町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員全員のご出席を賜り開会できますことに厚く御礼を申し上げます。

この秋は、台風19号など幾つかの台風が上陸し、各地に甚大な被害を及ぼしました。皆野町においては、災害対策本部を設けて、住民避難等の対応をとりました。長生荘、皆野小学校、三沢小学校に避難所を開設し、避難誘導を図り、362名の方が避難をされました。また、町内各所において道路、河川が崩落しました。特に町道においては、通行不能状態の早期改修に向け取り組み、現時点において通行不能路線はございません。なお、金沢、三沢地内では土砂崩れにより住宅4棟が全半壊しました。このような被害が発生しましたが、人身に係る被害はありませんでしたので、何よりでありました。

各小学校の運動会、慶寿の祝い、そしてみんなの皆野ふれあいまつり、皆野横丁などの秋の行事は全て予定どおり盛会に開催できました。これも議員各位を初めとする多くの皆様のご支援の賜ものと感謝いたしております。

ここで、令和2年度の予算編成について申し上げます。

予算編成方針として、町の将来像である「住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野」を目指したまちづくりを進めるための予算といたします。主要な施策において、1つ、楽しく子育て元気で長生き対策として、子育て家庭や高齢者への支援、がん検診などの受診率の向上、全ての町民の健康向上策、介護予防と生きがい対策など、1つ、安全で快適な生活基盤の整備として、地域ぐるみの防災・防犯活動の推奨、生活道の整備、緊急車両通行不能路線の解消など、1つ、教育・文化・スポーツの推進とし

て、学力向上とグローバル教育の推進、読解力の向上、伝統文化の継承、いじめ・不登校対策、マレットゴルフ場整備などの町民スポーツを推進します。1つ、環境保全、産業観光の振興としまして、花イベントによる交流や高校、大学との連携事業の推進、有害鳥獣対策、道の駅みななの振興を図ります。引き続き、移住・定住、結婚支援において取り組んでまいります。大方は継続事業であります。全ての事務事業において「最大の効果を最少の経費で」を念頭にして、健全財政に裏打ちされた予算編成を進めてまいります。

本定例会の町長提出議案は、付議事件一覧表のとおり10件であります。議員各位におかれましては、今任期最後の町議会定例会となります。よろしくご審議をお願い申し上げます。挨拶といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（大澤金作議員） 本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりです。これに従って議事を進めてまいります。

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大澤金作議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、

12番 宮原 睦夫 議員

1番 大塚 鉄也 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○議長（大澤金作議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月13日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月13日までの2日間と決定いたしました。

◇

◎諸般の報告

○議長（大澤金作議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、議長の私から報告いたします。

10月10日、長瀬町役場で開催の秩父地域議長会第2回定例会に副議長と出席しました。

13日、秩父市吉田で開催されました龍勢観光祭に副議長に出席いただきました。

21日、秩父地域道議連と水・森議連の埼玉県知事並びに県議会議長への要望活動に、27日、横瀬町で開催されたよこぜまつりに、28日、秩父市役所で開催のちちぶ定住自立圏推進委員会に出席しました。

月が変わりまして、11月1日、秩父地方庁舎で開催の3議連第3回役員会に副議長と出席し、11日、秩父地域議長会正副議長行政視察では、福島県下郷町の大内宿と喜多方市役所を副議長と視察いたしました。

17日、秩父市荒川で開催されたちちぶ荒川新そばまつりに出席いたしました。

月が変わりまして、12月3日、秩父市歴史文化伝承館で開催された秩父夜祭り観光祭懇談会に、8日、小鹿野町で開催された鉄砲まつり観光懇談会に出席いたしました。

次に、皆野・長瀬下水道組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

4番、宮前司議員。

〔4番 宮前 司議員登壇〕

○4番（宮前 司議員） 4番、宮前です。皆野・長瀬下水道組合から諸般の報告を行います。

令和元年9月25日水曜日に、第2回皆野・長瀬下水道組合定例会が開催されました。まず、議案ですが、平成30年度皆野・長瀬下水道組合一般会計歳入歳出決算認定について、浄化槽市町村整備型事業特別会計歳入歳出決算認定について、下水道会計決算認定について、3件ですが、全て認定されました。

続いて、令和元年度皆野・長瀬下水道組合一般会計補正予算（第1号）について、合併浄化槽整備型事業特別会計補正予算（第1号）について、下水道組合事業会計補正予算（第1号）について、3件ですが、可決されました。監査委員の選任については、長瀬町選出の板谷定美議員が選出されました。

以上、皆野・長瀬下水道組合の報告とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） 続いて、秩父広域市町村圏組合議員から組合会議の報告事項がありましたら、お願いいたします。

10番、四方田実議員。

〔10番 四方田 実議員登壇〕

○10番（四方田 実議員） 10番、四方田実です。秩父広域市町村圏組合議会の報告を行います。

令和元年11月13日、全員協議会が開催され、宮原議長とともに出席をいたしました。

諸報告として主なものは、1つ、令和元年第3回定例会管理者議案の概要について8件の議案説明がありました。

2つ目、台風19号による被害及び復旧状況、これは10月29日現在のものですが、被害は広域管内で合計113件、その内訳は、住宅全壊が9件、半壊が10件、一部が16件、床上浸水が25件、床下浸水が53件でありました。また、クリーンセンターでは、構内北側ののり面で土砂崩壊・崩落が約25平方メートルですが、それが発生しました。また、別所浄水場管内土砂崩落により、久那地区ほか数カ所に断水が発生いたしました。

3つ目、一般廃棄物処理手数料の改定についてですが、これは平成5年から25年間改定がなく、原価相当の料金に改めるというものです。

4つ目、水道事業経営審議会の経過報告ですが、これは平成25年1月より、水道料金体系の統一に合わせた料金改定について、9回にわたり審議会が開かれ、審議をされております。

続いて、令和元年11月の20日、秩父広域市町村圏組合第3回定例会が開かれました。一般質問が5名、管理者提出議案8件で、主なものは、水道事業の補正予算、平成30年度一般会計決算認定、令和元年度一般会計補正予算、それに条例改正が3件、それから監査委員の選任でありました。

詳細については、資料がございますので、後ほどごらんいただければと思います。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。その写しを配付いたしましたので、ご了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（大澤金作議員） 日程第4、行政報告をいたします。

執行部において行政報告がありましたら、報告をお願いいたします。

町長。

○町長（石木戸道也） 特にございませぬ。

○議長（大澤金作議員） 執行部からの報告が終わりました。

これをもって行政報告を終わります。



◎町政に対する一般質問

○議長（大澤金作議員） 日程第5、町政に対する一般質問を行います。

通告順に発言を許可いたします。

質問及び答弁は簡潔をお願いいたします。

それでは、3番、小杉修一議員の質問を許します。

3番、小杉修一議員。

〔3番 小杉修一議員登壇〕

○3番（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。まず、当町にも大きな被害が出ましたが、今秋の台風15号、19号で被災された方々にお見舞い申し上げます。そんな折、先日国は、災害復旧を含む約26兆円の補正予算を打ち出し、GDPは約1.4%の上昇が見込まれるとの観測があります。消費税の嵐も受けた地方を本当に支えてくれるなら、これは一応期待したいところであります。しかし、国会は、桜を見る会の騒ぎがおさまりませぬ。何だかわからなくなってきましたが、野党の先生は、そろって大型シュレッターの視察をしていましたが、あんな大量に早くできるシュレッターで順番待ちがあるなんて大変なことですが、野党の先生方におかれましては、それよりも忙しくて大変な森田知事にかわって、千葉のほうに行かれたほうがいいのにも思ったりもいたします。

いずれにしても、映像を見る限り、桜を見る会でせつかくの桜を見ている人はほとんどいない感じなので、これはずっと中止でいいと思います。そして、ぜひこぞって美の山の桜まつりにお出かけくださ

い。標高583メートルの展望と満開の桜をぜひご覧ください。中腹にあるヘリテイジでは、朝すばらしい雲海も見えたりします。町なかにはおいしいウナギもあります。

では、本日の一般質問をさせていただきます。質問の1項目です。当町におけるプログラミング授業についてであります。文科省により全国の小学校でプログラミングの授業が行われるようになりましたが、当町による取り組み等をお聞きします。

①、各学校における授業の概要。

②、体制は十分ですか。③、イングリッシュでの実績からプログラミング教育においてもとても期待したいところですが、どのようにやっていかれますか。

質問の2項目になります。ハザードマップと特別警戒区域についてであります。台風19号による広範囲の大災害を受け、ハザードマップが注目される状況になりましたが、①、当町において内水ハザードマップは不要ですか。

②、土砂災害特別警戒区域等は今後不安が増すところですが、どのように安心安全に結びつけ、導いていかれますか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 3番、小杉議員さんから通告いただいた一般質問通告書の1、質問事項の当町におけるプログラミング授業についてお答え申し上げます。

いよいよ来年4月から、次期学習指導要領全面実施に基づき、プログラミング教育が始まります。そこで初めに、プログラミング教育とは何かについてご説明いたします。

プログラミング教育とは、子供たちにコンピューターに意図した処理を行うように指示することができるという体験をさせながら、たとえ将来、どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められる力、プログラミング的思考などを育成するものであります。

端的に言いますと、例えば問題が発生します。問題の解決には必要な手順があることに気づき、発達の段階に即した論理的思考力や創造性などを養うことを目的とし、小学校の各教科等で取り組みます。したがって、プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能の習得ではなく、プログラミング的思考、考え方を育む点に留意して、各教科等での学びを進めていきます。

①の各学校における授業の概要についてお答えいたします。学習指導要領全面実施に向けて、現在、各小学校で研究中であります。理科や算数、音楽や図工の教科、学活や総合的な学習の時間において、プログラミング的思考を育成する活動に取り組んでいます。各学校とも校内研修で実践を深め、来年度の年間指導計画に盛り込んでいるところでもあります。特に今年度は、皆野小学校にプログラミング教育の充実を委嘱し、先進的な研究に取り組んでおりますが、その研究を他校に広げ、皆野町内で共有できるようにいたします。12月24日には、町内小中学校及び幼稚園教職員を招集し、研究成果発表会を開催いたします。その中で、皆野小学校の研究委嘱の成果を発表し、共有を図ることになっております。

次に、②、体制は十分かについてお答えいたします。まず、教職員の体制ですが、研究委嘱、校内研修の充実に努めているほか、各教員の実践を取りまとめたり、情報教育主任を中心に、先進校の発表に積極的に出張させたりしております。町内小学校教職員全員が研究に努めていく所存であります。

また、ICT環境整備、教材の開発や指導事例集の作成、教職員研修のあり方についても体制整備を行っています。本町では現在、皆野中学校に40台、皆野小学校に37台、国神小学校に18台、三沢小学校に15台

のICT機器、コンピューターを設置しています。国はICT環境の整備方針の中で、3クラスあるのであれば、1クラスの人数相当の配備をすることにして、最終的には1人1台が望ましいとしております。先般、ICT機器1人1台に向けて国の補正予算が編成される旨の報道もありました。本町といたしましては、こうした国の動向も見据えつつ、プログラミング教育に対応してまいりたいと考えています。

③、イングリッシュでの実績からプログラミング教育においてもとても期待したいが、どのようになっていかれますかについてお答えします。皆野中学校では、全国学力・学習状況調査の英語の話すことの試験において、全国平均正答率30.6ポイントに対して、48ポイントと国平均を17ポイントも大きく上回ることができました。その理由として、これまでの幼稚園からの英語教育、小学校での外国語活動、英語担当教員集中研修、中学校での修学旅行での国際交流や事業の充実が実を結んだのではないかと考えられます。

また、学校外での活動として、町主催の英語事業にご理解とご協力をいただきながら、子供たちが英語を伝える場の提供に積極的に取り組んでおります。例えば8月のイングリッシュキャンプ、10月の皆野駅前商店街にもお世話になりました英語でハロウィン、11月の英語でクッキング、英語スポーツフェスティバルなどです。それとともに、グローバル人材の育成において、プログラミング教育も重要な教育活動となります。子供たちが将来、国際的に活躍するためには、英語教育と同様にプログラミング教育から論理的思考力や創造性、問題解決能力などを養うことが大切であります。予測不可能な変化の激しい時代の中でも力強く生き抜く力を身につける教育が求められています。教育委員会といたしましては、各小中学校及び幼稚園を指導、支援し、本町の教育の発展に今までどおり努めてまいります。

以上であります。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 3番、小杉議員さんから通告のありました質問事項2、ハザードマップと特別警戒区域についてお答えいたします。

1点目の当町において内水ハザードマップは不要ですかとのご質問ですが、内水ハザードマップとは、台風や集中豪雨等によって降った雨が排水処理し切れず、道路の冠水や建物への浸水といった内水氾濫が想定される区域を示した地図になります。10月の台風19号では、町内の住宅等において浸水被害が発生しております。町といたしましては、台風19号による浸水被害の状況等を踏まえ、今後も台風や異常気象による局地的な大雨等が想定されることから、内水ハザードマップの作成について検討してまいりたいと考えております。

2点目の土砂災害特別警戒区域等について、どのように安全安心に結びつけ導いていかれますかとのご質問ですが、平成27年12月に埼玉県が土砂災害警戒区域等を指定したことから、皆野町では平成28年7月に土砂災害ハザードマップを作成し、全世帯に配布しております。土砂災害ハザードマップは、家庭や職場、地域において土砂災害の危険箇所を認識していただき、いざというときの避難活動に活用してもらうことを目的としております。マップを配布してから既に3年半が経過いたしますので、住民の皆さんが土砂災害ハザードマップによって改めて地域内にある危険箇所として、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を再認識していただくことが重要です。今後、広報紙への掲載を初め、町が実施する住民参加型防災訓練や行政区において、自主防災組織の訓練等を通じて周知徹底を図ることで、住民の安全安心に結びつけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 再質問いたします。

プログラミングの授業に関しましてでありますけれども、コンピューターを現在割かし持っているのかなという気はしなくもないのですけれども、これが1人1台にすると政府のほうが発表したので、これは予算がついてなるのだと思うのですけれども、今もそのコンピューターを使った授業というのはかなり頻繁にやられているという、どんな感じでやられているわけなのでしょう。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

コンピューターを使った授業ということですが、情報活用能力を育成するために、それぞれの教科において、このコンピューターを使ったほうが教育効果が上がるというふうなときに、あるいは計画に基づいて使っているという状況でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） では、先生がコンピューターを触ったり、児童生徒が触ったりして、それをみんなが取り囲んでやっていくとかそんな感じなのでしょうけれども、やがては1人の机の上に1台ずつ置かれてやっていくことを目指していくと、それが来年からだということになって、その体制ですけれども、先生方にいろいろ勉強してもらっているということでもあります。先生相当忙しいような気がするのですけれども、今の先生がそれを、今一生懸命やってもらっていて、各仕事がある中において、どういった感じで勉強の時間をとられたりするのかなと、あと先生やっぱり人数的にも考えてみると大変かなと、その辺のところはいかがですか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 小杉議員さんの再々質問にお答えいたします。

先生方の忙しいさあるいは時間のとり方、あるいは研修の内容についてのご質問だと思いますけれども、まず教育課題が非常にかなり入り込んできまして、小学校では外国語教育、外国語活動、そして道徳の教科化、そしてプログラミング教育などたくさんものがあります。これを1校だけ、あるいは特定の先生だけにお任せするのは大変なので、これを分担して取り組む方策を教育委員会は考えました。

三沢小学校にはコミュニティスクール、国神小学校には外国語教育、皆野小学校は学力向上、皆野中はキャリア教育とグローバル人材の育成というふうに分担をしまして、そこで知見を深めて、専門性にたけていただいて、そしてそれを共有していく、知見の共有というそういう形をとっております。そういった方向性を示す中で、各学校とも校内研修の時間を設けて、効果的に研修を進めていっているというふうを考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） イングリッシュの実績もこちらもお聞きしていたところはあるのですけれども、改めて披露していただきまして、相当県、国の数字よりもどういうわけか非常に上がっていると、やはりどこがいいのかなというところを再度お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

いろんな考え方があるのでしょうけれども、私どもとしてこういうふう考えております。教室の中で

学んだ英語を使う場面というのが極端に少ない。これが日本の英語、日本とっては失礼ですけども、英語教育の欠点であったと考えております。そうであるならば、学んだ英語を使う場面をつくり出さなければいけないだろうということを考えます。そうしたところ、先ほど申し上げたイングリッシュキャンプだのハロウィンとか英語でスポーツフェスティバル、英語でクッキング、そのほか修学旅行での英語体験など、要するに習得と活用を一体化させたという事業のあらわれではないかと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） その実績のもとにこれから全国一斉に始まるプログラミング教育においても、また一工夫、先生は本当に、今お聞きしましたけれども、大変な中でやっていくのだなと改めて思うところがあります。足りないものはありませんか。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 研究を着実に進めておりますので、今のところ大丈夫であります。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 実績を上げておごらず、不足を漏らさず、本当に頭が下がります。ぜひよろしくお願いたします。

次に、ハザードマップと特別警戒区域についての再質問をさせていただきます。やはり今回の19号においても、皆野町内においても床上浸水が何カ所か発生してしまったようであります。これが内水ハザードマップは今のところつくられていなかったわけですけども、これから検討して、ハザードマップも検討するという答弁いただきましたけれども、検討すると、またこれ県が絡んでくる事業だと思うので、ハザードマップに関しては、県というのは整備事務所なり、その辺がなかなか時間がスムーズに行くものかどうか、それよりも何カ所かであれば、その地域をピックアップして、内水氾濫が起きないように対策がとれないものか、そっちのほうが早いのではないか。ハザードマップを検討するよりもそっちをやったらいかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 小杉委員の再質問にお答えいたします。

台風19号におきましては、町内で内水の氾濫に起因する被害というのが6件把握できております。先ほど床上という話がありましたけれども、河川に近いところの事業所では、やはり河川の増水、氾濫等によりまして、床上浸水の被害を受けたということになっております。ハザードマップというのは、事前に危険箇所を知らせて、住民等に避難等を促すというものでございます。それとあわせまして、当然それに対する対策というのは講ずるべきだと思っておりますので、ハザードマップの作成の検討とあわせまして、対策につきましても並行して検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ぜひ早急に、何とかその辺は、この台風というのはまたこれからどんどん予想されるような事態に実際になってきているわけですから、よろしくお願いたします。

それで、今度は土砂災害特別警戒区域等における不安ですけども、この方々が結局、今回、町内であちこち土砂崩れがあったのを目の当たりにして、ハザードマップの赤地域、特別警戒区域に指定されてい

ると、これはもしかしたらという不安を大いに抱かれたと思うのですけれども、その方は、でもそういう土地に前々から住んでいる方が多くいて、ずっと行くと、そこにさらに住み続けるに当たって、建物を再度大きくしたり、古くなれば新築したくなる場面が考えられるわけですが、その方たちのそういう考えを補助していくというか、いくのにつき、まず特別警戒区域の中でも建築確認が一応出させる場面があるかと思えますけれども、そこに関して何か規制が出てくるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

土砂災害特別警戒区域内の建築確認申請につきまして、許可をしております埼玉県熊谷建築安全センター秩父駐在に確認したところ、特別警戒区域内であっても、所定の構造方法がとれた建築物であれば、建築確認が可能です。措置の内容といたしましては、建築基準法施行令第80条の3項に基づき、国土交通省の規定によりまして、当該地区に定められた自然現象の種類、規模に対する鉄筋コンクリート等の壁等を設ける等の措置があります。

また、特別警戒区域が定められる以前から、住宅等がある場合においても、原則として建てかえ、増築などを行う場合は、建築確認が必要です。これに伴う県の補助はありません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） その特別な措置をすると建築が可能になるという見通しにあるようですけれども、その特別な措置の一つがコンクリート等による強固な擁壁と、基礎も含まれるのかもしれないですけれども、押し寄せる土砂を耐えるだけの擁壁でしょうか。そのようなものが条件になってくると、これはまた非常に大変なわけですが、それに対して本当に補助がないというのはいかなるものか。町としてもないでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 町においてもありません。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） ないものはないでしょうけれども、安心安全ということを考えると、やはりそういうものをつくってそこに住むという方策をとりたいという場面は当然にあるわけですから、それに対する安心安全を導くという観点から、県がやらなくも、国がやらなくも町がやってもいいのかなと思ったりしますけれども、そんな感じで検討できませんか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） いろいろな関係機関と検討いたしたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） そうすることで、実際こうなってくると、そういうところの不安が増してくるわけですので、それにかかわらずいろんな体制をとっていってもらおうということで、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（大澤金作議員） 次に、2番、林太平議員の質問を許します。

2番、林太平議員。

〔2番 林 太平議員登壇〕

○2番（林 太平議員） 私は、本日2点について一般質問をさせていただきます。

まず、1点につきましては、前原不整合の遊歩道整備の計画は。あと1点につきましては、カーブミラーの点検について質問いたします。

まず最初に、第1点から質問を行います。10月12日の台風が各地に多くの災害をもたらしましたが、荒川と赤平川の合流地点の水かさは想定より多く、遊歩道計画している部分よりはるか上まで水が来ているように見えました。計画書のようにつくるには、今後も想定外の水かさが予想されるのではないかと思いますので、どう考えているかお伺いいたします。

もう一点、先般、町道野巻地内のカーブミラーが根元がさび、倒れているのを見かけました。町のカラーコーンが置いて対応しているように見えました。その後、対応していただき、新しいカーブミラーが設置されていましたが、カーブミラーの耐用年数は何年ぐらいで、町道に現在何カ所ぐらい設置してあるのか、そして点検はしているのかお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

〔教育次長 設楽知伸登壇〕

○教育次長（設楽知伸） 2番、林議員さんからの一般質問通告書1の前原の不整合、遊歩道整備の計画はについてお答え申し上げます。

前原の不整合は、平成28年3月、古秩父湾堆積層及び海棲哺乳類化石群として国の天然記念物に指定されました。そのため、駐車場から県道を通らずに前原の不整合を訪れることができる遊歩道を整備するため、今年度予算措置をいたしました。しかし、台風19号の通過に伴う豪雨によりまして荒川が増水し、濁流によって河川敷は冠水してしまいました。土砂が堆積するなど、遊歩道の整備には適さないことが確認されました。遊歩道を整備しても豪雨で増水するたびに土砂が堆積し、復旧に多額の費用を要するおそれがあります。

そこで、再検討を行った結果、遊歩道の整備につきましては、実施を見送り、工事請負費につきましては、この後の議案第34号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第4号）で減額補正をいたします。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 2番、林議員さんからの通告のありました2項目め、カーブミラーの点検についてお答えいたします。

カーブミラーの設置につきましては、車両の安全かつ円滑に走行するために、他の車両等を確認することを目的とし、道路の曲線部分、または信号のない交差点における事故を防止するために、行政区長さんからの申請により現地を確認し、設置しております。

点検につきましては、町内、町道・林道にある481カ所のカーブミラーを定期的な道路パトロールで目視により職員が確認しております。異常を確認したときは、単柱をハンマーでたたき、異常音を聞き取り、異常がないかを確認を実施しております。カーブミラーの単柱の耐用年数は、国土交通省小規模附属物点

検要領によりますと、標識柱鉛板圧3.2から6ミリ、亜鉛メッキ塗装の耐用年数は45年となっております。設置場所が道路上の湿気や塩カル等の散布等により、腐食率が異なりますが、亜鉛メッキの耐用年数等を参考にすると、基本使用年数は30年が一つの目安と定められております。今後も定期的な点検を実施し、適切に管理してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） まず最初の不整合のほうの遊歩道の整備計画については、答弁のとおり見直す。荒川と赤平川の合流地点の流れが今回すっかり変わってしまいまして、多分不整合のところから、前は不整合のところへ水が流れ込むようになっていた水がまるっきり赤平川の川の流れが下に向かって右のほうへ流れが全然変わってしまっています。あれでいくと、今度は大水が出ると、前原の不整合のところは平らになったのと同じだから、水がもろに多分来てしまうと思うのです。そして、前の7月2日に産業建設常任委員会等で30年度の工事視察という名目で行ったときに、遊歩道計画のあるところに竹が山積みになっているのを見て、そのとき、建設課長に、あの竹は町で切つてあるのなら片づけなくてはうまくないのではないかと言ったら、あそこまで水が今まで来たことがないと、確かに自分が行ってみても、川の流れている水と砂の高さで2メートルぐらいあったので、それ以上よりまだ上なので、多分来るとは自分も想定はしなかったのですけれども、もしのときどうするのかと言ったら、今回の大水でほとんどの竹が流されています。そして、あの不整合の駐車場になっている下の部分まで水が来て、この前、教育委員会にすぐ報告に行って、下も削られているから1回確認したほうがいいのではないかという話はしました。あの部分について、今平らになっている部分から水の高さで行くと5メートルぐらい、あの遊歩道をつくろうとしていた竹やぶの中、3分の2以上水が来ているのが確認されています。ということは、県道のわきのところのすぐ下まで水が来た可能性があると思います。だから、もしあそこへつくるのであれば、県道のところに歩道を兼ねたものをつくるような計画を立てたほうがいいのではないかと思うのですけれども、その辺については見直しのところで計画についてはどう考えているか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 林議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほどの県道の関係ですけれども、県道は道路は狭く歩道もないという状況でございます。駐車場から前原の不整合につきましては、引き続き来訪者各自で安全にご注意いただきまして、県道のほうを通行していただければと思います。

また、県道の拡幅及び歩道の整備につきましては、県土整備事務所に今後も要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） ぜひ県土整備事務所とも協議してもらって、つくるのであれば県道の脇をずっと通ってもらったほうがこれから先、先程も言うとおりの想定外の水が出る可能性が大分多くなってきましたので、ぜひその辺のところはよく協議してもらって、いい方向にしてもらえればと思います。

続いて、カーブミラーの点検について、いいやつで45年、普通のだと30年ぐらいだという答弁いただきました。その目視で点検をして、この間野巻で倒れていたようなカーブミラーが目視の点検でわかるとは思えないので、先ほど言うとおりの、もしのときはたたいて点検をすると、私も職業柄、いろんなものが腐

っているかどうかということは、完全にたたいてみなければわからないというのはわかっていますし、鉄のものについては、音が全然違う面もありまして、ぜひ点検方法を考えたほうがいいのではないかと思いますけれども、その辺については。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 林議員さんの再質問にお答えいたします。

点検要領の再確認ということでございますけれども、先ほど言いました国土交通省の小規模附属物点検要領によりますと、目視にて点検し、その後、異常があったときには、単柱をたたき、さび等を確認するというような規定が定められております。それに基づきまして実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 答弁についてはそれでいいのかもわからないのですけれども、山の中に、しけたところとかいろんな草の中にあるところの目視の点検でわかるとは到底思えないのです。よく根がくさっているか、それで今は雪の関係で塩カルを相当まいていいる関係もあるし、道路脇のほうが相当さびている可能性が多々あるように見受けられます。ですから、ぜひ、あくまで基本は基本で、出ているからそのとおりでいいのかもわからないのですけれども、先ほども言うとおおり、川だって大水が出て、想定外の大水だって、竹は片づけなくてはと行って言っているにもかかわらず、それは来たことがないと想定しているので、水が来る想定もして考えて、いろんなことを対処してもらって、カーブミラーについても倒れる前によく対応してもらったほうがいいと思いますので、ぜひその辺のところをお願いいたします。答弁はいいです。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 2番、林議員さんの質問にお答えします。

前原地内の堆積されていた竹の関係ですが、平成29年度、30年度に、産業観光課所管の里山平地林再生事業で実施しております。河原のほうを中心に竹が堆積していたわけですが、今年度、里山平地林再生事業を使いまして、地権者の協力を得まして、上の段まで上げる作業は行っております。今回、上の段近くまで上がっているのですが、上の段まで上がる作業と、竹の破碎の事業を産業観光課のほうで今年度の7月、8月ごろ実施しております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 2番、林太平議員。

○2番（林 太平議員） 町の産業観光課で切ったということなので質問は一応してみたのですが、片づけていると、今行ってみると本当にきれいになって砂地になっています。あれが現状ではないので、よく見てもらったほうがいいと思います。今は、本当に砂とケヤキの根っこがあらわれて、相当上のほうまできれいになっています。だから、その辺が、あれが正規のものではないということだけはお互いに認識しておいたほうがよいと思います。答弁は結構です。

そして最後に、4年前に一生懸命をモットーにということで一般質問をさせていただきました。数ある質問をさせていただきましたが、執行部の方には丁寧に説明をしていただきましたことに感謝を申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時13分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） 次に、1番、大塚鉄也議員の質問を許します。

1番、大塚鉄也議員。

〔1番 大塚鉄也議員登壇〕

○1番（大塚鉄也議員） 1番、大塚鉄也です。通告に基づき一般質問をお世話になります。

私からの一般質問は、消防団活動についてです。近年さまざまな災害が目に見え、そのたびに地元の消防団の活躍が見受けられます。正義感あふれて命を落とす消防団の方もおります。皆野町でも台風19号で被害をこうむり、目に余る状況になりました。三沢、金沢、土砂崩れでもひどい状況で、金沢に関しては、土砂災害の上部ではいまだに生活が行われております。

雨風のひどい中、消防団の皆様方には昼夜問わずパトロールをしていただき、自分の危険よりも皆野町の安全を考えて行動していただいております。10月10日の皆野町消防団特別点検では、規律正しい姿を見せていただき、数年ぶりに3分団の優勝となりました。その結果を発表されたとともに、涙をこらえながら整列している姿が印象的でした。

1分団2部の話ですが、片付けが終わり、お弁当を皆さんで食べる状況になったときに、部屋に入るなり部下を見て、非常にむなしく感じる、また若い消防団員の方が中型免許を取るのに、生活を考えると強制的には言えない、これは先立つ人が部下に対する思いというものが伝わってきました。

そこで、私からの質問1項目めが、1分団2部の詰所は人数に応じてリフォームが必要ではありませんか。

2項目めは、中型自動車免許は、1分団1部、2部ともに必要だと思います。中型免許を考えている団員について、町からの負担金は必要だと思いますか。この2つです。よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 1番、大塚議員さんから通告のありました消防団の活動についてお答えいたします。

1点目の第1分団第2部の詰所は、人数に応じてリフォームは必要ではありませんかのご質問ですが、第1分団第2部の団員数は、本年4月1日現在で32人です。詰所は、主に役員会議、特別点検に伴う操法練習時や冬期夜間警備の際に使用されております。団員全員が詰所に集まることは年間を通して二、三日程度と聞いております。

また、平成27年度に詰所内の天井、壁紙、トイレの床の老朽化が著しいことから、修繕工事を実施しております。町では、令和2年度末までに全施設を対象とした個別計画を策定することで進めております。現状の確認や第1分団第2部関係者からの意見等を踏まえ、リフォームの必要性については個別計画を策定する中で検討してまいりたいと考えております。

2点目の中型自動車免許取得を考えている団員について、町からの負担金は必要だと思いませんかとのご質問ですが、平成29年3月の道路交通法の改正に伴い、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両総重量3.5トン以上7.5トン未満の自動車が新たに準中型自動車として区分され、対応する免許として、準中型免許が新設されました。これに伴い、平成29年3月12日以降に取得した普通免許で運転できる自動車の車両については、これまでの5トン未満から、3.5トン未満に引き下げられております。

皆野町消防団に配備してある車両台数は、本部が使用する指令車を含めて11台で、その内訳は3.5トン未満の車両が3台、3.5トン以上5トン未満の車両が5台、5トン以上7.5トン未満の車両が3台となっております。この改正によって将来的に3.5トン以上の消防車両を運転することのできる団員の確保が全国的な課題となっており、今後、消防団活動に支障来すことが懸念されております。

大塚議員さんご指摘の消防団員の準中型免許取得に係る公費負担補助制度につきましては、近隣市町村の動向を踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

私の質問は、やっぱり上の者が下の者への思いということです。分団長から下の役員の方がやっぱり部下のことを思うと、一生懸命やっていただいた部下の方に、ちょっとみんなと外れた場で食事をする。それに対して文句一つ言う団員はいませんが、そういう姿を見て、非常に申しわけない。これは大それたリフォームではないので、どうにかならないかなというような話をいただきました。ぜひリフォームに関しては、それを必要としている方々の意見を聞きながら、前向きに考えていただきたいと思います。

また、中型免許に関しても、秩父市では10万円の補助があると聞いております。その中で、すぐにやめた方には、また返金をしていただくとか、いろんな規約があるみたいですが、3町で聞いた中では、今後必要だ、ぜひ検討をうちでもしていくつもりですというような考えを聞いております。少子高齢化になってきて、先ほど総務課長が言ったとおり、今後の団員の確保もなかなか難しいと思います。その中でやっと入っていただいた団員に対して、また20万出して免許取ってきてくれというのは、非常に言いづらいような思いがあると思います。

役場の中でもやっぱり上司が部下に対する思いというのは、どの世界でも一緒だと思います。やっぱり一生懸命やっていただいている部下の方々に、少しでもやりやすい環境をつくる、それが上司が日々日ごろ思っている考えだと思います。

その中で町長の考えを一つ聞きたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 先ほど総務課長の答弁がありましたように、個別計画の中で検討してまいりたいと、このように考えておりますし、その中型免許以上の免許の取得につきましては、近隣の町のいわゆる広域等で理事者間でお会いする機会がありますので、その折にでも、既に秩父市ではそうした補助制度があるようでございますので、協議をしてまいりたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 1番、大塚鉄也議員。

○1番（大塚鉄也議員） ありがとうございます。

ぜひ前向きに考えていただいて、あと1つ、やっぱり金沢の土砂災害の上部では生活しておりますので、皆野町でも住みやすいまち、ときめきのまちとかいろいろ語っていますから、しっかりとそういう方々が

皆野町に住んでよかったというような形をつくっていただきたいと思います。

私からの一般質問は以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、5番、常山知子議員の質問を許します。

5番、常山知子議員。

〔5番 常山知子議員登壇〕

○5番（常山知子議員） 5番、常山知子です。通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、10月、安倍政権は、消費税10%への増税を強行しました。しかし、実質賃金の低下や低迷する消費など景気悪化が鮮明になる中での消費税率引き上げは、過去にありませんでした。消費税は、所得の少ない人ほど負担が重く、赤字経営の事業者にも容赦なく納税させるなど、極めて不公平な税制です。社会保障のためと言いながら、全世代型の名で国民への負担増をさらに押しつけようとしています。

さて、10月12日、先ほどから出ていますように、ちょうど2カ月前です。関東東海、関東甲信越から東北を襲った台風19号により、河川の氾濫、土砂崩れなど各地で甚大な被害が発生しました。被災された方々にお見舞い申し上げます。当町においても大雨特別警報の発令、その10月12日夕方4時27分には、警戒レベル5が発令されました。避難所も3カ所開設され、多くの町民が避難しました。町が集計した町内東箇所は89カ所にも上りました。その中で金沢諏訪平、上三沢では甚大な被害が発生しました。町長を先頭に役場の職員、消防団また区長を初め民生委員、地域の方々の懸命の対応に敬意を表します。

今回の災害対応を検証し、災害に強いまちづくり、命と財産を守るためにどんな対策が必要か考えていかなければなりません。

では、質問に入ります。1つは、防災対策についてです。今回の台風19号の被害を受けて、次の5点について質問します。1つは、避難場所の新たな指定を求めています。今回、3カ所の避難所の開設を通じ、地域の公会堂なども避難所とする見直しが必要です。その考えをお聞きます。

2つ目は、防災行政無線についてです。防災行政無線は聞きづらい、聞こえない場所と限定せず、希望者には戸別受信機の設置を求めます。その考えをお聞きます。

3つ目は、河川の浸水地域の指定についてです。昨年9月議会、豪雨災害対策について、洪水ハザードマップの作成を求めましたが、当町は、浸水地域に指定されていないため作成は考えていないという答弁でしたが、今回の状況を踏まえ、洪水ハザードマップの作成をするべきだと考えますが、その考えをお聞きます。

4つ目は、要支援者の避難についてです。防災計画に基づき要支援者名簿の作成、また避難計画を作成することになっています。現在、登録者は何名いますか。そして、今回、要支援者に対する避難はどのように行われましたか。

5つ目は、金沢諏訪平の崩落現場の復旧についてです。生活道の復旧と崩落した家屋や土砂の撤去など、一刻早い復旧が望まれます。復旧の見通しと進捗状況について伺います。

質問事項の大きい2番です。水道料金について伺います。ことし1月から秩父地域水道事業経営審議会が開かれ、水道料金体系の統一に合わせた料金改定についてが審議されています。皆野、長瀬の水道料金はどうなるのか、町長は秩父広域の理事として町民に説明すべきです。その考えをお聞きます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 初めに、水道料金の関係から答弁をさせていただきます。

秩父広域市町村圏組合水道事業の統一をすることから、現在、事業経営の審議会におきまして、水道料金体系への統一に合わせた料金改定について審議がされております。第1回の会議は、質問者からお話がありましたように、ことしの1月25日、秩父消防本部で開かれて以来、9回まで開かれました。ほとんどが公開で行われてまいりましたが、審議内容につきましては、報告を受けております。ただ、12月中に経営審議会から管理者にその答申書が渡される予定となっております。正式な答申書の提出後、理事会で判断したいと考えております。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項1、防災対策についてお答えいたします。

1点目の避難場所の新たな指定をとのご質問ですが、皆野町地域防災計画では、避難所として15施設を指定しております。今回の台風19号では、地域の公会堂を自主避難所として開設していただいた行政区もございしますが、公会堂は行政区が所有、管理する施設ですので、避難所として新たに指定することは考えておりません。

2点目の防災行政無線についてですが、第3回定例会におきましても常山議員さんから防災行政無線に関する一般質問をいただきました。その後、「広報みなの」12月号に「防災行政無線聞こえていますか」という記事を掲載し、戸別受信機の設置について、申請しやすい環境づくりに取り組んだところでございます。

聞きづらい、聞こえないなど場所を限定せずに、希望者には戸別受信機の設置をということでございますが、今回の台風19号における防災行政無線の状況を踏まえまして、戸別受信機の設置につきましては、今後申請に基づき設置することといたします。

3点目の河川の浸水区域の指定についてですが、現在、埼玉県管理河川の氾濫に関する減災対策協議会の取り組み方針に基づき、埼玉県において水害リスク情報図の作成が進められております。この水害リスク情報図は、水防法に基づく洪水浸水想定区域の公表が行われない中小河川の氾濫に係る水害リスク情報を示すことにより、洪水時における当該河川周辺での水害被害の防止、軽減を図ることを目的としております。水害リスク情報図は、今年度末の作成を目指しており、作成後は、各市町村において活用が可能であるということです。この水害リスク情報図が洪水ハザードマップとして活用できるか検討してまいりたいと考えております。

5点目の金沢諏訪平の崩落現場の復旧についてですが、崩落した私道については、住民等関係者と協議した結果、崩落箇所の南西側に仮設道路を設置することといたしました。この仮設道路の設置工事費として、土砂崩れに伴う堆積土砂や倒壊家屋の撤去費用につきましては、今定例会に提出いたしました承認第5号、一般会計補正予算（第3号）及び議案第34号、一般会計補正予算（第4号）に事業費を計上しておりますので、ご審議の上可決をいただきましたら、直ちに当該事業に取りかかる予定でございます。

なお、堆積土砂及び倒壊家屋等の撤去事業につきましては、国庫補助事業の災害等廃棄物処理事業とし

て実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 5番、常山議員さんから通告のありました質問事項1、防災対策についてのうち、4点目の要支援者の避難についてお答えいたします。

皆野町地域防災計画では、内閣府が策定した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針を参考に、避難行動要支援者等の支援対策を一層推進するとし、避難行動要支援者名簿を作成しております。名簿対象者は、介護保険における要介護認定3から5を受けている人、身体障害者手帳1級、2級を所持する人、療育手帳④を所持する人、その他避難する上で何らかの支援が必要と認めた人とされ、現在の登録者数は163名でございます。

災害対策本部が設置された中で、健康福祉課では要支援者の対応に当たっており、10月12日から13日にかけて十数件の避難要請等に対応しております。介護事業所と調整して受け入れていただいたケースが2件、避難所へ移送したケースが3件あり、そのうちひとり暮らし高齢者と障害者がそれぞれ1件、障害者家族が1件で、いずれも自家用車等の移動手段を持たない世帯でございます。その他は、訪問や電話で対応したケースでございます。また、警戒レベル3の高齢者等避難開始が発令された段階で、民生児童委員へ連絡をとっております。民生児童委員は、担当地区内の支援者に対して安否確認や訪問等の対応をいただいたと後日開催した定例会の中で報告を受けております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） それぞれ答弁をいただきましたので、順番に再質問を行っていきます。

1番の避難所の新たな指定については、総務課長の答弁では、公会堂は考えていないと、そういう答弁でしたが、この3カ所の集計によりますと、362人と本当に多くの方が避難所に避難しました。また親戚の家、子供の家に避難した人も大勢いました。そして、先ほど一部の公会堂と申しましたが、大浜地区では、区長が公会堂をあけて避難する人を受け入れてくれました。その地域を歩いてみますと、近所の方は「近くのところよかった。公会堂でよかった。長生荘まで怖くて行けなかった」と区長の判断を大変喜んでいました。雨が激しくなる中で避難を呼びかけられても、あたりは暗くなる、家にいたほうが安全だと思った。長生荘がいっぱいで受け入れてもらえなかった。国神のほうの方は、車で行ったのですけれども、駐車場がいっぱいで入れなかった。そして、またそのまま戻ってきて、国神の公会堂の駐車場で一夜を明かしたと、そういうことも聞いています。町営バスが早々と運休になる中で「車のない人は避難所へ歩いて行くんか」、そんな怒りの声もあります。老人や弱者は、集落に避難所がなければ避難できない。安心できる避難所の充実と点検、スタッフの育成、訓練の実施が大切である。そうした多くの声を聞きました。

今回、初めて避難をした人がほとんどですが、避難を呼びかけられたとき、近くに安心できる避難所がなければ避難をする気になりません。それでは命を守ることはできません。先ほど答弁の中にありましたように、町が指定した避難所は15カ所、防災計画の中にあります。しかし、その中には土砂災害の危険があるときは避難所にならない場所が6カ所もあります。避難場所に指定されている一つで皆野幼稚園がありますが、今回、職員の駐車場まで水が上がってきたと聞いています。そういう場所を避難場所に指定し

てよいのか。避難所の見直しをと多くの方から話がありました。

どうですか。私のこの発言を聞いていただいて、公会堂というのはその地域が管理している施設です。そのところで理解が得られなければあれですが、そうした場合は、例えばどういうところを考えていらっしゃるか。地域の近くの避難所というのはどういうところを考えていますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんの再質問にお答えをいたします。確かに避難をする方にしてみれば、近いところ、特に地域の公会堂が避難所として指定されておれば、それにこしたことはないと思います。ただ、避難所と指定していなくても、今回の中大浜区のように、行政区が主体となって避難活動をしていただいた区があります。それぞれの27行政区におきましては、自主防災組織というのが組織されております。本来、こういったときに、その活動をしていただくということを一つの目的にしております。ですから、避難所に指定してある、していないにかかわらず、地域の中で必要であれば、今回の中大浜区を一つの例として、そういった避難所として開設をしていただくと、これも一つの方法だと思っております。

なおまた、避難所として開設をしていただいた際に、町としても非常食の提供ですとか毛布の提供といった協力というか、できますので、そういった行政区との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ区長さんたちのご理解もいただいて、そういうところで本当にこういう避難するようなことがあってはならないのですけれども、ぜひそういうところでしっかりと対応していただきたいと思っております。

それから、次の防災行政無線ですが、今後は申請に基づいて受け付けるということなのですが、本当に今回に町報に「防災行政無線聞こえますか」という掲載をしていただきまして、本当によかったなと思っております。町のほうにもこの防災行政無線が聞こえない、こういうときにこそ防災行政無線が聞きたいときに、雨の音や川の音、家の戸締まりなどで何を言っているのかわからない、今どういう状態なのかわからないと、本当に必要なときに放送が聞こえないのでは意味がないと私思っています。もちろん防災メールだとかそういうことの普及も大事ですが、ぜひ実際に聞こえない、聞こえなかったと聞いております。そして、私が提案したように、先日、共産党がとったアンケートの中で、防災行政無線の戸別受信機を希望する全ての人に普及してほしいという声が大変多く寄せられました。そういうところで、今回前向きな答弁だと思うのですが、その財政的な裏づけというのは、課長、何かありますか。財政的、国からの補助、特別交付金だとか、そういうのもあるのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからの再質問にお答えいたします。

国からの財政的な支援、補助ということでございますが、整備をする際には起債等で有利な起債が充てられるということがございます。ただ、その後の今回のような戸別受信機の設置ということになりますと、補助制度等はないというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 私が調べ方が悪かったのかもしれませんが、本当にこの何年か、全国的にそういう面ではこの被害があって、防災行政無線が聞こえない、これは全国的な話だったと思うのです。

それで国もそういうことで防災行政無線の点検をし、そういう会議を開いて、特別交付税の措置をしていると、そういう措置率が70%であるというのを私は国のあれで見たのですけれども、そういうこともいろいろ使っていただいて、もしそれを使って整備をしていただきたいと思いますので、よろしく願います。

では、次に行っていいですか。3番の河川の浸水地域の指定についてなのですが、これから水害リスクのあるところは情報図を出すということなのですが、私、先ほども言いましたように、昨年の9月議会のダムの放流の件で、浸水想定範囲というのは示されている地域があるということで答弁をされました。その浸水想定範囲の場所が中大浜区の水道浄水場付近、周辺ですね。それから、大湊区の下水道溪流園がある上流側、金崎区内ウォーターパーク長瀬周辺、そしてくりやぜ園の付近、そういうふうにそういう浸水想定範囲がありますよと答弁されていました。それで、今回の台風19号、まさにこの地域全てが床下浸水などで水が押し寄せて被害を受けてしまったのです。豪雨のときはダムの放流が行われます。浸水区域に指定されることは大変難しい面もありますが、ぜひ町民の安全を守るためには、やはり先ほどの小杉議員のときの答弁にもありますように、ぜひ検討を行っていただきたいと思います。それについてはいかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからの再質問にお答えをいたします。

先ほどおっしゃいましたように、町内におきましても河川に近いところにおきましては、そういった浸水想定区域が確認されておるわけでございます。町といたしましては、水防法に基づく洪水ハザードマップというのは前回は答弁させていただきましたように、策定義務はないということなのですが、今回、県のほうでその策定義務のない地域においてもそうした浸水想定が近年は予想されるということから、今回、水害リスク情報図、これは水防法に基づかないものですが、県が独自で作成をするというものでございます。この水害リスク情報図を今作成しておりますので、当然今指摘されたような箇所がその浸水危険区域というような形で示されるものと認識はしております。その情報図ができたものをよく内容を検討いたしまして、洪水ハザードマップとしての活用ができれば、そのように進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） この水害リスク情報図に基づき、そういうハザードマップではないですけども、そういう危険場所があるのだよというところをやっぱり町民に示してほしいと思いますので、よろしく願います。

それから、4番の要支援者の避難について答弁がありまして、この防災計画に基づいて情報の提供を求めて、それに同意した人は、計画はできている、そして今回その人たちの避難は計画どおり行われたということで理解しました。この支援者名簿に載っていない要支援者が私は一番心配だと思っています。名簿に載っていれば、こういう人たちがどうなのだろうとすぐに一目瞭然で対応ができると思うのですが、こうした人たちが、町はその人たちがどこに住んでいるか、どういう状態かは町も把握していると思うのですが、本当にこの要支援者、避難させるといことは、その家族にとっても大変なことです。今回、要支援者を家族が連れて長生荘へ避難しました。長生荘では別の部屋を用意していただき、本当に助かった。それでもなれない環境で一晩とはいえ、その方はおトイレに10回も起きたそうです。もう本当に大変

だったと聞いています。地域の要支援者の把握だとか、その辺が避難するとき家族だけで大丈夫なのか、誰が声をかけるのか、どこへ避難するかなど、本当に細かい対応が必要だと思います。今回の経験を踏まえて、地域の人の方もありながら、名簿に載っていない要支援者の対応について、課長ちょっと突然かもしれませんけれども、どうですか。名簿に載っていない要支援者、把握していると思うのですが、そういう人の対応です。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

支援者名簿に載っていない方の対応ということでございますけれども、やはり地域の方に協力をいただいて対応していくことになるかと思えます。地域の民生児童委員さん、また区長さん等と連携を密にしまして、対応に当たってまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） ぜひ地域の力をかりて、本当に地域の一人一人の顔が見えるようなこんな小さい町です。一番の弱者に寄り添ってもらって対応をお願いしたいと思います。

次に、5番の金沢諏訪平の崩落現場の復旧について、仮設道路をつくっていただくということで答弁がありました。私そもそもこの崩落した原因というのは、この私道に側溝がなく、水がどンドン土に吸収されていって崩れやすくなったのではないのかな、水の流れるところがない、それがこの崩落した原因ではなかったのかなと、そういうふうに思っています。生活道路が寸断されたり、家に土砂が押し寄せたり、そこに住む人たちがどんなに不便な生活を送っているかと思えますと、一刻も早い復旧をと私願わずにはいられません。今、この間、総務課の課長を含めて何度も住民の人たちと話をさせていただき、住民の要望に沿った形で仮設道路を整備していただくことになりました。また、防犯灯の設置や階段の設置など、すぐにやっていただき、住民の皆さんが喜んでいと聞いています。

さて、先ほども出てきましたが、この後に出てくる議案にも補正予算、それから専決処分の補正予算に計上されています仮設道路の確認ですが、どのような仮設道路を考えているのか。この2つの予算を見ると、これで要望のようにできるのかなというふうに思っておりますが、どのような仮設道路をつくるのかお答え願います。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

仮設道路の設計を建設課のほうで行っておりますので、答弁させていただきます。主な内容につきまして述べさせていただきます。工事内容につきましては、幅員3メートル、延長につきましてはまだ実測してございません。踏査したところ約100メートルぐらいかなと思われれます。

道路面の掘削を行いまして、盛り土、切り土部分に大型土のうを設置いたします。なお、一部道路等に支障がある場合には、仮設の舗装を行います。この仮設の舗装といいますと、碎石の上にアスファルト乳剤、油みたいなのをまきまして、仮設の舗装をさせていただきます。

なお、その道路を通るところに擁壁がございます。その擁壁も地権者の承諾を得て壊さなくてはいけないというようなことになっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 大体わかったのですが、前にもお話をこの議会ではなくてさせていただいたときに、黒いトン袋を使用するとかそういうこともありましたけれども、この予算の中で黒いトン袋は使われているのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 常山議員さんの再質問にお答えいたします。

大型土のうのことだと思いますが、設計では黒い大型土のうを設計してございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 了解いたしました。

それで次に、住民の人たちがあくまで仮設道路を町でつくっていただいた上に常設の道路と望んでいます。その後の常設道路設置費用は、そこを利用する住民で負担しなければなりません。その負担額が余りに多いとなりますと、住民の中には町を出て別のところで生活することも考えていると聞いています。町として常設道路に対しての補助はどのように考えていますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからの再質問にお答えいたします。

今回、補正に上げさせていただきました経費につきましては、仮設道路の設置費用でございます。その後につきましては、これまでの住民、関係者等の打ち合わせの中で、住民の方たちに管理を引き継ぐということで考えております。もともと私道として整備された道にかわるものがございますので、現時点では町としての補助というのは考えておりません。あくまでも仮設道路を設置するまでということで考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 常設道路については町は補助はしないと、そういう答弁ですが、国も私道については災害復旧の対象にならない、残念なことにそういうふうに言っています。しかし、私道といえど、その道を何人かで共有し、道の先には集落がある。その道を使って生活している生活道なのです。今後、いつ起こるかわからない災害です。今回のようなことがあっては本当に困りますが、町もまだほかにも私道があると思います。こうした私道に対する助成の交付など、要綱がなかったら要綱をつくる必要があると思いますが、これは町長どうですか。

それと、もう一つ、ごめんなさい。当面の問題として、そこにずっと住んでいくためにも、災害見舞基金など基金が町にはたくさんあります。それを使って、先ほどは常設道路に対しての補助は行えないと言っていますが、ぜひ常設道路に対する補助は行っていただきたい。2つ、どうですか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 県土整備事務所、あるいは農林振興センター、そうしたところとも担当が協議をしてみましたが、そうした制度はないということでございます。また、町といたしましても、今議員言われるように、ここの場所だけでなく、幾つものほかの場所にそうした住宅があったり、あるいは私道で町が管理しない道路というのがございます。いずれにいたしましても、極めて難しい問題でもあります。検討はしてみたいと思いますけれども、なかなか今度の金沢地域の問題等を見ますと、大変な町の負担にもなってくるわけでございますし、またあそこの土壌というのでしょうか、その状況からいたしま

しても、またそうした同じような災害が起きるのではないかなという危惧さえされるような地域でございますので、この際町道として認定するとかということには慎重に対応していかなければならないだろうと、こんなふうを考えております。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 別に町道に認定してくれということをおっしゃっているわけではなくて、今回の常設道路をつくっていただくに当たって、つくっていきま、町民が。それで、こういうふうな災害を受けた人たちに災害見舞基金なども700万円以上ありますよね。それはどういうところに使うのかなと私は思っていますが、そういう基金を使って常設道路、それに対する補助を行っていただきたいということを言っているわけです。

それで、そういうふうな町道がほかのところにもいろいろあると、そして今回のような災害が起こる、そういう可能性もあるかもしれません。そういうときにそういう町道を使っている人たちに交付金、助成の交付をするなどの要綱、町として要綱をつくって見たらどうですかということなのですが、検討してください。

本当はまだまだそういう私道に対する自治体の援助というのは、独自にやっているところは、熊本だとか大津だとか神戸だとか少ないわけなのですけれども、先ほども申しましたように、その道を使って生活している生活道路なのです。そこに暮らす住民が安心して過ごせるように、町の支援をお願いしたいのですが、何かありますか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 常山議員さんからの再質問にお答えいたします。

災害見舞基金の活用内容ですけれども、これは支給規則というのがございます。見舞金の支給されるケースにつきましては、全壊家屋に対して30万円、半壊家屋に対して15万円という規定になっておりますので、あくまでも家屋に対する見舞金と現状ではなっております。

それから、何か制度はないかということですが、現状の制度でいきますと、これはあくまでも行政区が地域づくりの一環としてその道路を整備するというのであれば、地域づくり奨励事業という制度が今現在ございます。ですから、それを活用して、あくまでも行政区が地域づくりの一環として位置づけた場合には、場合によっては該当してくるケースにもなるかと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） この金沢諏訪平の崩落現場の復旧についてはこのくらいにしておきますけれども、先ほども言いましたように、その道路を使って生活している生活道だということをぜひご理解をいただいて、その人たちが安心して過ごせるように町も前向きに検討していただきたいと私は思います。

次に、大きな2番の水道料金について再質問します。これから審議会が終わって、12月20日の水道経営審議会の答申がなされると報道されています。秩父広域水道料金の統一に向けて、その報道によりますと、皆野、長瀬の水道料金は、下がるどころか上がることになっています。水道事業が広域合併するとき説明を受けました。その中では、県下で一番高い皆野、長瀬の水道料金は下がる。秩父のおいしい水が飲めると説明されました。広域になって5年ごとに水道料金の見直しが行われることになっています。2021年、再来年4月に新しい水道料金が確定します。私たち共産党が実施したアンケートでは、水道料金が上がっては困るという人が回答した人の全てでした。これ以上の水道料金の値上げなんてとんでもない、もっと

料金を下げてほしい、これが今町民の声です。答申が出されるといっても、これから水道議会などいろんなところで決めていく説明会もあるわけです。町長、この町民の声を受けて、ぜひ受けとめていただいて、ぜひ値下げの先頭に立っていただきたい。いかがでしょう。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 私も統合するときの町長でもありましたし、当然この地域の水道料金は値下げになるだろうと、こんな期待もしておりました。がしかし、人口減少であるとか、あるいは利用する節水型の器具になってきておるといようなことで、せっかくなつくった水もなかなか利用されておらないという状況でもございます。そしてまた、施設がかなり老朽化しております、例えばこの町の皆野長瀬水道企業団と言われたときの浄水場も老朽化をしておる、あるいは配水池もしかり、あるいは送水管、配水管、全てが老朽化しております、これはこの町に限ったことでなくて、小鹿野町でも秩父市でも同じことが言われております。そんな関係から答申が12月中に出てくるわけでもございまして、どうも全ての自治体が統一料金ということになりますと、特に小鹿野あたりはかなり大きく値上げがされるだろうと、こんなふうにも思っておりますけれども、余りにも極端に値上がりをするということにつきましては、私どももよしとはしておりません。そんな関係から、今後はその改定率、あるいは一般会計からの繰り出し等につきましても、理事会で十分協議をしてみたいと考えております。その後、パブリックコメントを経まして、広域市町村圏組合の令和2年度の11月議会、そして条例を改正いたしまして、令和3年の4月1日に料金の改定という方向になっていくかと思っておりますけれども、今の答申等によりまして、全ての自治体が値上げになりそうだと、こういう状況でもございまして、その値上げ幅をいかに圧縮するかということこれから真剣に協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 5番、常山知子議員。

○5番（常山知子議員） 今、町長から答弁したようにですが、皆野、長瀬というのは本当にほかの地域から比べても料金が高いわけです。一生懸命、私たちもそんなに無駄に水を使わないように節水をしております。畑にやるのだから雨水をためてやっている、そういう人もいます。そういう中で、なるべく水道料金を抑えたい、公共料金は本当に高くなる。そういう中で抑えたい、そういうふうにも思っている中で、一番県下で高い水道料金が下がる、下がってほしい、それが皆さんの声なのです。町長も理事の立場で難しいかもしれませんが、皆野の町長は値下げを提案しているということでやれば、本当に町長の株も上がります。ぜひ町民の声をしっかり受けとめて、理事会でも発言していただきたいし、これからみんなで皆さんの声をしっかり聞いてください。私たちも一生懸命聞いていますので、聞いて、どれだけ値上げが抑えられるかではなくて、値下げをするという立場に立っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 次に、6番、若林光雄議員の質問を許します。

6番、若林光雄議員。

〔6番 若林光雄議員登壇〕

○6番（若林光雄議員） 6番、若林光雄です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回、台風19号においては、東日本を中心に大規模な浸水被害、また土砂崩れが発生し、死者90人、行方不明者5名、そしてまた住宅の被害として全半壊1万1,685棟、一部損壊で1万1,906棟と大変大きな災害となりました。罹災されました関係皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

県内でも大変な大雨となりまして、越辺川、そして都幾川が決壊、氾濫となりまして、浸水家屋も6,000軒発生し、浸水面積も2,060ヘクタールに及びました。当秩父地域におきましては、秩父の浦山地区において670ミリの降雨量となり、荒川におきましては久しぶりの増水となり、県河川砂防課では、県全域において戦後最大級の雨量となり、非常に大きな災害であったと報道されました。

先ほど大塚議員、また常山議員からもお話がありましたが、当町におきましても早くに特別警戒本部を役場庁内に設置されまして、幹部職員が、そして消防団員、また区長、また民生委員等、町内の見回りを実施されておりました。土曜日、休日にもかかわらず、大雨の中大変であったことに敬意と感謝を申し上げます。

しかし、今回の台風19号は、想定外の雨量となりました。私たち議会も一部議員にて当町の崩落した家屋の全壊状況を2カ所視察をいたしました。当町においては人的な被害がなかったこと、これは何よりよかったと思っております。

そこで、今回、町内の被害状況をお聞きしようと考えておりました。11月末に町内の被害箇所89カ所の提出があり、被害状況を知ることができました。そこで、今回、また3カ所の避難所が開設されたようですが、その避難状況、避難人員が先ほど362名とお話がありましたが、どのような状況であったか伺いたいと思います。

次に、復旧事業、被害者の支援策についてでございますが、先ほどの常山議員の質問に重複するところもございますが、政府は台風19号を大規模災害法に基づく非常災害に指定して、甚大な災害の出た自治体の管理道路、復旧を国が直轄事業として代行するということが決まりました。また、政府は、この台風を激甚災害に指定し、自治体の復旧工事への補助率を引き上げる方針で早期の復旧、復興を強力に後押しする姿勢をアピールする。そして、復旧・復興費を予算化されました。

そこで、金沢諏訪平地区での大きな崩落がありましたが、災害から今2カ月が経過しております。いまだ何ら手づかずの状況でございます。今後、早期の復旧を望むわけでございますが、全壊した民家の後処理、そして崩落した大量の土砂の撤去など、どのように処理方法を計画されているか伺いたいと思います。

また、林道陣見山線におきましても、金沢小六地区で崩落があり、現在、交通どめの状況にあります。今後の復旧工事の見通しについても伺いたいと思います。

続いて支援策でございますが、先ほど常山議員の質問に対しての答弁と重なるところがありますので、簡単に結構ですけれども、答弁をいただきたいと思っております。

今回崩落した諏訪平地区には、崩落した道路を利用している住宅、別荘があり、そこには現在4家族が生活して、中学校の生徒もおりますし、乗用車5台も置いたままで、早期の支援を必要としております。町のその考え方をお聞きしたいと思います。

続いて、今後の対応として、今後も永住したいと希望されている方もおります。崩落した箇所の復旧はどのように考えているのかもあわせてお願いしたいと思います。

続いて、少子化と学校教育について質問させていただきます。少子高齢化、人口減少化の中で、国では平成26年、まち・ひと・しごと創生法を制定し、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を醸成し、将

来にわたり活力ある社会を維持するために、総合戦略を制定いたしました。皆野町におきましても、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定して、さまざまな取り組みを進めております。定住・移住の促進については、子育て世代の住宅取得奨励補助金、お試し居住用住宅の運営整備、結婚支援、子育て支援につきましては、婚活イベント、出産報奨金、子育て応援として紙おむつ、ミルクの支給、そして保育料の減免、こども医療費の無料化、また経済の活性化といたしまして、道の駅の農産物の販売、特産品の開発、観光事業、イベントなどを進めております。

そんな中であっても、町の人口減少は歯どめをかけることはできておりません。平成7年の1万2,602人から、昨年には1万人を割り込みました。特に子供の出生が少なく、出生数から死亡数を差し引くとマイナスとなり、自然減となっているのが現状でございます。

そこで、人口減少化に取り組み、さまざまな施策を講じながら推進していただきました第1期の創生総合戦略の成果について伺いたいと思います。

また、少子化が進む中、ことしの出生数は特に少なく、12月1日現在、23人と大変少なく、驚くような数字でございます。現在の皆野小学校、国神小学校、三沢小学校の児童数は今何人なのか。そしてまた、今後、小学校に入学される予定者、これ令和2年、来年から今後5年ぐらい、令和6年、7年ぐらいまでわかる範囲で結構ですから、教えていただけたらと思います。

また、今後の小学校教育の方向性について、町の考え方を伺いたいと思います。

次に、現在、秩父地域には4校の高等学校があります。その中で皆野高校は、現状定員割れの続く状況にあり、さらに少子化、また私立高校への進学増などを考えると、存続することが大変大きな問題と思えます。今後の問題は、町単独でなく、秩父定住圏による方向性の中での決定ということになるかと思えますが、町民の立場で考えてみますと、通学にも便利、そして町の高校としてのメリットもあり、町においては皆野高校との連携事業で町の活性化、そして高校の魅力化等を進めております。町としての皆野高校の今後をどのように考えているかを伺いたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

〔教育長 豊田尚正登壇〕

○教育長（豊田尚正） 6番、若林議員から通告いただきました2、質問事項、少子化と学校教育のうち、

（1）、小学校教育の見通しの教育委員会にかかわる点についてお答え申し上げます。

ご質問の少子化が進む中での小学校の学校数についての考えを申し上げます。児童数が減少する中、平成27年度に皆野小学校、三沢小学校の統合について、三沢小保護者及び地域の方々と意見交換会を行いました。その後の議会でも明らかになったように、町が小規模校を残す選択をしたことにより、教育委員会及び学校は、小規模校のよさを生かす教育、これを推進し、教育の質を高める努力を行ってまいりました。例えば皆野小、三沢小の合同授業を行い、小規模校のデメリットを最少化したり、三沢小での少人数指導を充実させ、小規模校のメリットを最大化したりする工夫を行ってまいりました。

また、平成30年度は、他校に先駆けてコミュニティ・スクール、すなわち地域とともにある学校がスタートし、三沢小は皆野町のモデル学校となっております。国神小学校にしても児童数81人の小規模校ですが、外国語活動の先進校として揺るぎない評価を県内外から得ております。このように小規模校であっても多様な教育効果が上がっております。

この間、町や学校を取り巻く状況も少しずつ変化してまいりました。地方創生の考え方がだんだん浸透

し、小さな町や村でも生き残りをかけて人口減少に歯どめをかけようと努力しています。学校においては、コミュニティ・スクール（地域とともにある学校）がスタートして、学校と地域の結束が強固なものとなりつつあります。統合を考えるに当たり、議員さんご指摘のとおり、子供の数がやや減っていることは課題ではありますが、一方、まちづくりに係る地方創生の観点や学校づくりに係るコミュニティ・スクールの観点からも検討が必要であり、このことは教育委員会のみならず、町全体で検討していく課題だと捉えております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝） 6番、若林議員さんからの一般質問通告書に基づきまして、順次お答えを申し上げます。

まず、ご質問2の（1）、小学校教育の見通しのうち、第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の成果についてお答えを申し上げます。

町の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、全国的に進む少子高齢化による人口減少への対策として、国がまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略を策定したことを受け、平成28年3月に策定をしたものでございます。少子化への対策としては、出会いを応援するまち、理想の子ども数をかなえるまち、この2つを基本目標として大きく掲げ、結婚の支援、子育て支援に取り組んでまいりました。

議員からご質問のありました総合戦略における少子化対策の成果につきましては、さまざまな面で下落幅の抑制が図られていると考えております。まず、出生率につきましては、戦略策定の前年度である平成26年から平成29年までの推移を見ますと、1.24、1.29、1.24、1.26と横ばいもしくはやや上昇傾向となっております。

次に、出生数につきましては、同じく平成26年からの推移として、58人、51人、56人、54人、最後に平成30年は51人とおおよそ50人のラインを割らない数で横ばい状態を維持できております。町では、こうした少子化を抑えるための取り組みとして、これまでに多子世帯向け子育て助成制度の拡充など、出産、子育て支援策を講じてまいりました。全国的な傾向に漏れず、今後、皆野町におきましてもさらなる少子化が見込まれております。今後も少子化の流れを抑制するべく、これから策定を行っております、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をもとに、さまざまな施策を検討してまいります。

続きまして、ご質問2の（2）、皆野高校の今後についてお答えを申し上げます。まず、県全体の少子化の状況でございますが、平成に入った段階から少子化が進んでおり、中学校卒業生数は最も多かった平成元年の約11万6,000人と比べますと、平成29年は6万2,000人とほぼ半減しております。県教育委員会では、こうした生徒数の減少を受け、21世紀いきいきハイスクール構想を掲げ、平成11年度から15年をかけて15校の県立高校の統廃合を行ってまいりました。今後の生徒数につきましては、平成29年から令和11年までの12年間で約6万2,000人が5万6,000人へ6,000人の減少が見込まれております。これを受けて、県教育委員会は、平成30年4月26日に「魅力ある県立高校づくり実施方策策定に向けて」を発表し、新たな統廃合着手に向けた考え方を公表してございます。

この方針の中で、秩父地域につきましては、熊谷など北部地域と合わせて18校のうち2から3校を再編することが示されております。今年度に入り6月19日に第1期の再編整備対象校として、児玉白楊高校と児玉高校、飯能南高校と飯能高校の統合が公表され、皆野高校につきましては、当面の危機を回避したと

ころでございます。

当町では、昨年度の再編整備の方向性が示された段階から、即座に町長部局、教育部局が連携して対応に当たっております。町と高校の連携体制を構築するとともに、秩父市など地域内の自治体と連携し、秩父定住自立圏として高校存続に向けて取り組む基盤を構築してまいりました。ちちぶ定住自立圏の動向につきましては、今年度の補正予算を編成し、秩父地域県立高校4校の魅力化を図るべく、教育コンサルタントによる調査研究事業を実施するほか、秩父地域の全中学校で4校の学校見学を必須とするよう調整を行っているところでございます。

また、地域全体の動きと連動しながら、町独自の取り組みも進めております。5月10日に皆野町と皆野高校との包括連携協定を締結し、町の活性化、高校の魅力化、教育環境の向上に協力して取り組んでいくことといたしました。教育関連では、義務教育課程と高校とのより密接した連携を進め、高校の教員による皆野中学校での数学授業の実施や、中学2年生全員での皆野高校見学などを既に実施しております。町といたしましては、日本初となる高校と連携した公式SNSアカウントでの情報発信や各種町イベントでのイノシカバーガーの販売のほか、連携をした商品開発などに取り組んでおります。高校の存続に向けては、皆野高校が主体的にみずからの活性化に向けて改善を図ることが大前提となりますが、今後、町としても皆野高校が他地域からも進学希望者が集まるような魅力ある学校となるよう、その方策について、高校、町、教育委員会などによる検討協議会を立ち上げる予定でございます。皆野高校が地域に根差した魅力あふれる学校となり、皆野町がさらに活性化をしていくことを目指し、ちちぶ定住自立圏の動きと連動しながら、高校との連携をさらに密にして取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 6番、若林議員さんから通告のありました質問事項1、台風19号の当町被害状況と対応についてお答えいたします。

1点目の被害状況についてですが、11月20日現在で取りまとめた内容になります。被災箇所は89カ所で、その内訳は、皆野町が管理する町道、林道、河川、施設等が59カ所、埼玉県が管理する県道、河川等が16カ所、水道組合が管理する施設が3カ所、個人・事業所が10カ所、また各地域で停電が発生していましたが、これは全体で1件としてカウントしております。

金沢諏訪平地内及び三沢丑沢地内におきまして大規模な土砂災害が発生し、合わせて5軒の住宅、別荘、作業所が全壊や一部損壊の被害を受けております。幸いにも人的被害はありませんでした。なお、個人・事業所等の被害状況につきましては、町に連絡があり、把握したもののみをカウントしております。

避難状況についてですが、避難者数は長生荘に63世帯144名、皆野小学校体育館に53世帯132名、三沢小学校体育館に31世帯86名、合計で147世帯362名の方が避難されました。

2点目の復旧事業と被災者支援についてですが、まず復旧事業につきましては、今定例会に提出しております承認第5号の一般会計補正予算（第3号）及び議案第34号の一般会計補正予算（第4号）に予算計上しております。主な復旧事業は、金沢諏訪平地内及び三沢丑沢地内で発生しました土砂災害に係る堆積土砂、家屋等の撤去業務や仮設道路の設置工事のほか、既に実施しております林道や町道の補修工事となります。

被災者支援につきましては、全壊住宅の被災者に対する皆野町災害見舞基金からの見舞金として30万円

を計上しております。

また、今回の台風19号による災害については、災害救助法が適用されるとともに、埼玉県内で住宅に多数の被害が生じたことから、埼玉県内全市町村に被災者生活再建支援法が適用されております。これにより当町でも住宅が全壊した1世帯が支援金の給付対象となりますので、今後申請手続を進めてまいります。

3点目の今後の対応と課題についてですが、今回の台風19号では、警戒レベル5、大雨特別警報が発表されるなど、これまでに経験したことのない対応を迫られました。こうした中で、町では3カ所の指定避難所を開設し、362名の町民の皆さんが避難されました。避難所の運営に当たっては、職員の適正配置や資機材の不足、避難者へのマナーやルールの説明不足などが課題として報告されております。今回の災害対応におけるこうした課題の改善を今後図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 6番、若林光雄議員さんから通告のありました1、台風19号の当町被害状況と対応について、(2)、復旧費用と被害者支援のうち堆積土砂及び被災家屋の撤去についてお答えいたします。

金沢諏訪平地内の堆積土砂、被災家屋及び三沢丑沢地内の被災家屋につきましては、環境省所管の災害等廃棄物処理事業に該当いたしますので、委託事業として町が執行いたします。このため11月20日付で環境大臣宛てに報告したところでございます。この後に、本定例会においてご審議いただく一般会計補正予算（第4号）に、堆積土砂、被災家屋廃棄物処理に係る委託料を計上しております。補正予算を可決いただいた後には、年内に発注を行い、請負者が決定しましたら、町と請負者の協議のもと、極力早期に完了するよう努めてまいりたいと考えております。

委託事業につきましては、金沢諏訪平地内は被災宅地の山側の水路敷まで宅地と平らとなるよう堆積土砂を撤去し、その部分から安定勾配の1対1.8、約30度で切り土を行い、のり面、斜面地を成形します。そして斜面地が雨水で浸食されないように植生シートを施します。被災家屋は、解体、分別、処分するものでございます。なお、三沢丑沢地内は被災家屋の解体、分別、処分は行いますが、土砂につきましては広町地すべり防止区域内及び砂防河川区域でありますので、丑沢の河道の土砂撤去は、県土整備事務所で行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

〔建設課長 宮原宏一登壇〕

○建設課長（宮原宏一） 6番、若林議員さんから通告のありました台風19号の当町被害状況についてお答えいたします。

ご質問の金沢地内森林管理道陣見山線につきましては、記録的な大雨により道路が55メートルの間崩落いたしました。管理しております埼玉県寄居林業事務所に確認したところ、現在測量が終了し、設計を実施しております。12月中旬に林野庁の災害復旧の査定を受け、1月下旬には復旧工事を発注する予定でございます。今後も県と連携を図りながら、早期完成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） 大変いろいろと説明いただきました。ありがとうございました。

今回の台風19号は、想定外の大雨となり、金沢地域におきまして採石業を行う企業の中で、雨量計を設置して降雨時日々測定をしております。今回の測定を見ますと、12日が30ミリ、13日が461ミリ、また次に20号の台風のとときには約90ミリという形で580ミリの大雨となっております。今後、地球温暖化の進行に伴い、豪雨や干ばつ、そして高温といった異常気象が避けられず、災害の発生も今後多く考えられる状況でございます。

そこで、再質問させていただきます。先ほど町では避難所を開設し、長生荘、皆小体育館、三沢小体育館と362名の人たちが避難されたとお聞きしました。また、それ以外にも公会堂、そしてお寺にも避難された町民もいたと聞いております。そこで、避難方法として今後の課題を含めて考えるべきだと思います。高齢者、重度の障害者、それで避難できない人の対応、また避難途中での事故、またそれで避難をしないで事故など、いろいろな想定、考えられることが多いと思います。まず、先ほどもちょっと総務課長から話も出ましたが、自主防災組織の活用、運用が私は必要と思います。

そこで、近所でお互いの絆を守りながら共助の精神で住民が連携をし、また協力し合って地域の被害を最小限に抑えるということは重要だと思います。今回、ハザードマップを見ればいろいろと指定場所もありましたが、先ほどの説明等をお聞きする中で理解はできているのですが、職員の配置などを考える中で、指定場所が3カ所だったということ、これは多くある避難所の中でなぜ3カ所に絞ったのかお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 若林議員さんからの再質問にお答えいたします。

避難所を3カ所開設した理由ですけれども、まず金沢地内、それから日野沢地内におきましては、土砂災害に対応する避難所というのがございません。そうしたことも踏まえまして、長生荘、それから皆野小学校、それから三沢地内の三沢小学校と3カ所の開設をさせていただきました。今後の課題といたしますと、やはり土砂災害に対する避難所の確保というのが大きな課題となってまいります。そうした面も踏まえまして今後検討していく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） ありがとうございます。

確かにそのとおりだと思うのですが、たまたま今回、水没して交通どめになったケースもございますし、今回の台風の発生で、よその町を経由して避難所へ行ったというようなケースも聞いております。先ほど総務課長から説明の中で、避難所として公会堂を考えていないというお話もありましたし、また自主防災組織を拠点として活用してもらえばというお話もありました。自主防災組織は、公会堂をほとんどの組織が起点として使われております。この公会堂はやはり近場で、そしてまた知り合いの者同士が集まれる場所ということで、先ほど常山議員の質問ではないですけれども、私も公会堂の活用も本当に大事だと思っております。その公会堂については、仮に自主防災の会合、また実施等に使うにしても、なかなかクーラーの設置がない公会堂もたくさんあるかと思います。国策として補助金制度もあると聞いております。今後の設置を含めて検討をすべきかとも思います。自主防災組織の活用を今後推進していく上で、より多く活用するべく、公会堂にはクーラーの設置等も考えたらいいかと思います。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 若林議員さんからの再質問にお答えいたします。

まず、自主防災組織の活用についてですけれども、今年度初めて町として住民参加型の防災訓練を金崎区の協力によりまして9月末に実施しております。何回か金崎区と打ち合わせをする中で、区としても自主防災組織の存在は知っている、役割分担もしていると、ただ実際、災害があったときにどう活動していいかわからない。住民避難誘導していいかわからないということでございました。今回、訓練を実施した中で、いろいろなことがわかってきたと、今後は訓練も踏まえて実践に向けた取り組みをしていきたいという総括を区長さんのほうからもいただいております。来年以降も町としてそういった訓練を実施する予定でありますので、そういった訓練を通じて自主防災組織のさらなる活動ができるような取り組みを行政区と連携をして進めてまいりたいと思っております。

それから、公会堂の避難所としての活用ですけれども、これは活用していただくことに対しまして、町としては大いに推進したいと思っておりますが、ただ常山議員さんの質問にお答えしたのは、指定避難所としての指定は考えていないということです。行政区で自主避難所として活用していただく分には、町としても支援をしていきたいと思っております。

また、公会堂へのクーラーの設置ですけれども、現時点ではクーラー設置を補助するような制度はございません。ただ、避難所として位置づけている避難所につきましては、有利な起債等の充当もありますので、公会堂を町としては今の段階では避難所としては指定しないという方針でありますので、そういった意味ではクーラーを設置する制度、現段階ではないというふうなお答えになります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） ありがとうございます。

確かに自主防災組織の活用ということは大事かと思えます。先だって金崎でやった成果もお聞きしていますし、各地域ごと、自主防災活動の推進、活動のために区長さん等を中心として、今後町がまた指導する中で、その辺を推進していただければと、このような質問でございます。

公会堂の活用ということの中で、今後順次考えていただければと思えますので、よろしく願いいたします。今回の台風関係については、今後いろいろな常山議員のお話もありましたし、また大塚議員の質問にもありました。そんないろいろと関係する中で早期の復旧、そして再発防止に向けた万全の体制を今後ともお願い申し上げます。

そしてまた、雨量計の設置、この件については少し町でも検討してみてもどうかと思うのですが、これは結構ですけれども、後ほど検討してみてください。こういう大きな災害がありますと、やはり基準になるべきものを持って、また防災無線の活用をするにも、やはり目安となるものを持ってやるほうがいいかと思えます。そんな形での要望しておきたいと思えます。

続いて、少子化と学校教育関係についてでございます。再質問させていただきます。先日、人口減少の抑制、移住の促進、子育ての共助による地方創生、また若者の定住促進住宅補助金などについて、富山県舟橋村、そしてまた長野県原村にて議員研修をいたしました。補助率等では当皆野町の取り組みが勝るようにも感じたところでございます。今後も総合戦略の中でさらなる人口減少対策、施策を推進していただきたいと要望いたします。

そして、まず思うに、働く場所の確保が一番必要ではないかと思えます。雇用の確保のため、企業の誘

致を優先してほしいと思いますが、企業の誘致に対しての町の優遇性とか、その辺について町長考え方がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 産業観光課長。

○産業観光課長（玉谷泰典） 6番、若林議員さんの質問にお答えします。

皆野町には皆野町企業誘致条例がございますので、それを使いまして最大限に推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 6番、若林光雄議員。

○6番（若林光雄議員） よろしく願いいたします。

次に、学校教育関係についてでございます。現在、大勢の地域の関係の皆様方の共助のもとで、各学校ともに運営されていることはよくわかりました。また、今後の小学校教育に関しましては、加速する少子化を検証する中で、今後のまた出生状況等を鑑みながら、教育環境の整備、推進を切望いたします。

また、今期全国学力テストにおいて、皆野中学校が県下でナンバーワン、また小学校においても県下で4位とすばらしい成績が残されております。この成績につきましては、教育委員会を初め各学校の教育者の熱意の賜物と関係者に対し敬意と感謝を申し上げます。今後もよろしく願いをいたします。

最後に、皆野高校の存続についてでございます。今後、ますます少子化が進む中で、大変難しくなることと思っております。できる限り存続ができることを望みまして、私の質問を終わります。大変ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員の質問を許します。

9番、大澤径子議員。

〔9番 大澤径子議員登壇〕

○9番（大澤径子議員） 9番、大澤径子です。通告に基づいて一般質問を行います。

台風19号に関連して、一般質問の中でも多くの議員の方が取り上げていらっしゃいます。私は、避難所について質問をいたします。今回初めて362名の方が避難をされました。地域の公会堂、お寺に避難された方もいるとお聞きいたしました。人的被害がなかったことは幸いでしたが、これからも避難所の開設と可能性は十分にあると考えます。利用者の方から、これからのことを踏まえ、意見、感想、要望等アンケートをとるなどして情報を集めたのか、まずお伺いいたします。

そして、避難所運営に当たって心がけたこと、反省すべき点、これからの生かすための考えをお聞かせ

ください。

次に、学童保育所の運営についてお伺いします。来年度の入所希望の取りまとめもそろそろだと思えますが、学童保育所に関しては、昨等待機児童が大勢出たり、保育料の無料化がなくなったり、学童保育所のお迎えも6時を過ぎるときは電話連絡が必要などとさまざまな変化する点がありました。保護者にとってはとても戸惑う状況です。安心して子供を預けるために、安定した運営を望むため、1、来年度の入所希望者の状況、2、皆野、国神学童保育所のそれぞれの定員、3、必要な指導員の数、4、町からの委託の内容、5、委託費、6、学童保育所を運営するに必要な経費についてお答えをください。

以上、2項目についてよろしく願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 9番、大澤議員さんからの通告のありました質問事項1、台風19号の避難対応についてお答えいたします。

台風19号における避難状況ですが、10月12日午前9時に老人福祉センター長生荘を、正午に皆野小学校体育館と三沢小学校体育館の3カ所の避難所を開設いたしました。避難者数は、長生荘に63世帯144名、皆野小学校体育館に53世帯132名、三沢小学校体育館に31世帯86名、合計で147世帯362名の方が避難されました。13日の午前7時には全ての避難者が自宅に戻ったため、午前8時に3カ所の避難所を一時閉鎖し、最終的には13日の午後5時に全ての避難所を閉鎖しております。利用者の方から意見、感想等を集めたのかというご質問ですが、特に意見等は集めておりません。

避難所運営に当たって心がけたこと、反省すべき点についてですが、避難所の開設、運営につきましては、避難所運営マニュアルに基づき実施いたしました。特に心がけた点ですが、まず第一には、避難者の安全と健康管理です。長生荘には保健師を配置し対応いたしました。また、避難者の判断で自宅に戻られる方がおりましたので、帰宅者の確認には特に注意して対応したところでございます。反省すべき点としては、避難所に従事する職員の適正配置、体育館におけるマット等の資機材不足、避難者に対する避難所でのマナー、ルールの説明不足などが挙げられます。今後は、こうした課題の改善に取り組み、円滑な避難所運営ができる体制の整備を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 9番、大澤議員さんから通告のありました質問事項2、学童保育所の運営についてお答えいたします。

学童保育所につきましては、平成30年度まで実施していた保育料無償化の見直しを行い、本年度から対象を低所得者世帯と多子世帯に限定したところでございます。また同時に、入所基準の見直しを行いました。基準の明確化と厳格化を行い、それらを明記した入所案内を配布して、申し込みをいただいているところでございます。

現在、来年度の申し込み書類の審査をしているところですが、1点目の入所希望の状況は、皆野学童保育所は130人、国神学童保育所は40人でございます。

2点目の募集定員は、皆野学童保育所120人、国神学童保育所40人でございます。

3点目の必要な支援員数につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準で1ク

ラス2人以上と規定されております。現状は、1クラス3人体制で保育に当たっておりますので、皆野、国神合わせて4クラス12人でございます。

4点目の委託の内容ですが、学童保育所の施設管理に関する業務、学童保育所の運営に関する業務、その他学童保育所の設置の目的を達成するために必要な業務でございます。

5点目の委託費は、本年度の見込み額で1,970万円でございます。

6点目の運営に必要な経費は、本年度見込み額で3,100万円と報告を受けております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） それでは、まず初めに、避難所についてから再質問を行います。

私自身、皆野小学校の避難所には、開設すぐのときと、その後2度ほど行ってみました。利用者の方の中には、体育館ですから床がかたいということで、それがとてもつらいという方もいらっしゃいました、あと子供も大勢いて、また床がとても響くので、高齢の方にとってはなかなか厳しい状況であったのは確かです。あと一番問題だったのは、小学校の体育館ですので、トイレが子供用のもので、体の大きい人や高齢者の方は大変使いづらかったということがあります。これについては、例えば校舎のほうの教職員用のトイレを使うことができなかつたのかなというふうな意見を私自身は聞いております。そういうことも踏まえて、小学校の体育館を利用する場合には、これからもぜひその辺考えて対応していただきたいと思っております。

先ほど課長のほうからマットの話がありましたけれども、そういうものを活用するのも本当に大事なことです。ぜひお願いしたいと思っております。

そして、長生荘のほうがまずいっぱいになったということ、要するに畳の部屋であるということはとても大きなことだったのだというふうに思っております。そして、要支援者の方も長生荘だから受け入れられるところで、例えば皆野小学校にそのようなことは絶対できないという現状があります。そういう意味では避難所というものの位置を考えたときに、本当に動けない方を全員避難させることが本当に一番いいのか。かえって移動する途中で体調を崩したり、また避難所で体調を崩すということも考えると、それぞれ個々に対応しなければいけないけれども、その辺もこれからはよく考える必要があると思っております。

そして、行政区のほうで対応した例がありますけれども、私は公会堂というのは本当に地理的にも、そして炊事の道具も全部そろっている。トイレもきちんとある。場所によっては冷暖房の完備している公会堂もあります。そういう意味では、これからは各行政区でそれぞれ防災に関しての話し合いとか訓練をする中で、地域の住民を地域で守るというそういう心構えで、各行政区においても対応していただくことがこれからは必要になってくるのではないかというふうに思っております。

先ほど健康福祉課長から、民生委員の方にも要支援の担当する方に連絡をしたということをお話がありましたが、結局、私はああいふ避難所というのは、基本的には自分で行く場所だというふうに思っております。ところが、今回、実は私のところに何人かの声が入った中に、要するにひとり暮らしではあるけれども、体は非常に健康な人が、私に民生委員の人は1回も電話もくれなかつたと言って、非常に憤慨している方がいらっしゃいました。私は、民生委員の人は大勢の方を受け持っているし、その方のように元気な人まではとても面倒見切れないと言ったら、では何のために民生委員はいるのだと言われたので、民生委員はひとり暮らしの方やそういう方の世話はふだんはあるけれども、いざという災害のときには支援の必要な人を優先するのだから、そこは自分できちんと行かなくてはいけないということはお話はしました

けれども、なかなか理解してもらえずに大変苦勞いたしました。

避難所というのは自分で行くところ、自分で行きたいけれども、行けない人は行政なり民生委員なり町なりに頼って連れていってもらおう、そのことを町民の人が一人一人しっかりと自覚する必要があるというふうに思っております。そういう意味では、今まで課長に答弁していただきましたけれども、反省点を踏まえて、避難所を利用する私たち、要するに町民の人もそこに行くためには自分で最低限、例えば水であるとか必要な、例えば座布団でもあれば助かるだろうし、座布団であるとか毛布、毛布は大きいので、備蓄があればそれを使っても構わないと思えますけれども、藁であるとか、あとは小学校の体育館利用した方は、照明がとても明るくて目が疲れたということもありました。小学校で利用した方は、今度来るときにはアイマスクを持ってくる、うるさいから耳栓も持ってくるという方もいらっしゃいましたけれども、そういうものを町で全て準備するということはまたなかなか大変ですので、例えば町報などに、全てを踏まえて、避難所に行く場合の心構えというか、準備するものというものをある程度きちんとしたものを示しておいて、町民の方にもそういうことを自覚していただくという必要があるというふうに考えております。

総務課長にお伺いいたしますけれども、今までの私自身の話も踏まえて、そんなふうに町民の方に避難所の利用に関する手引なりマニュアルなり、そういうものを示していくような考えがおりなのかどうかお伺いいたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

国におきまして、避難に関する基本姿勢というのが示されております。これは、平成30年7月豪雨によって西日本を中心に記録的な大雨となり、平成最大の人的被害が発生したことが要因となっております。これまでの行政主導の取り組みを改善することにより、防災対策を強化するという方向性を根本的に見直しまして、住民がみずからの命はみずからが守るという意識を持って、住民みずからの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという方向に変わっております。

したがって、基本的には、町が避難者の希望に応じて迎えに行くとかということは原則行っておりません。あくまでも避難者の判断に基づいてみずから行動していただくというのが原則になります。しかし、要支援者等につきましては、その状況を踏まえまして、町といたしましても対応させていただきたいと考えております。

また、今回の台風対応を踏まえまして、やはり資機材不足というのが避難所の課題に挙げられております。そうしたことから、例えば避難者に対して最低限の水、食料、それから枕ですとか毛布、お持ちいただける範囲内でみずからお持ちいただくというようなアナウンスも今後必要だと思っております。マニュアルとまではいきませんが、広報等を通じて、まずはそういった意識を持っていただくような形で町民のほうに周知を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） ただいまの答え、大変満足いたしております。今回経験したことというのは、とても重要なことだったというふうに思っております。町民の皆さんにも自分の命は自分で守るということをしつかり認識していただいて、避難所の意味をよく理解してもらい、今回の総括を町報などで広く伝えていただくことを要望して、避難所についての質問を終わらせていただきます。

次に、学童保育所について再質問させていただきます。先ほど定員の数が皆野学童保育所が120名、国神学童保育所は40名ということでしたが、今回そうしますと、待機児童が10名出る見込みだということですのでよろしいでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 大澤議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、書類の審査中ではありますが、皆野学童は10名多くなっているということですので、そのとおり10人ということでございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 全国でいくと1万8,000人ぐらい学童保育所の待機児童がいるということを考えますと、皆野町は本当に恵まれているなというふうに思っております。先ほど必要な支援の数もちょっとお伺いしたのですが、今までに要するに支援が足りなくて定員を減らしたということがありました。この数字がこのまま来年の4月の段階できちんと定員として守られるというふうに確定しているのかどうか、わかった範囲で結構ですので、お願いいたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

定員の数につきましては、国神40人、皆野が120人ということで進めております。支援員につきましても、今皆野学童のほうでも募集等をして確保に当たっているところですが、現状が確保できるように協力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 学童の支援員が毎年なかなか集まらなかったり、大変だということは私自身も聞いているのですが、この定員の人数がしっかりこのまま守られてもらえるようにというふうに思っております。

そして次に、町からの委託についてなのですが、委託の内容というものがちょっとよくわかりきれないのですが、例えば先ほど私も、今は学童保育所は6時を過ぎると電話連絡が必要だという話をしましたけれども、以前は、要するに学校の授業が終わってから、6時半までにお迎えに行けばいいという形だったのが、ことしの4月からは、6時以降は電話連絡が必要というふうに変っているのです。あと、土曜日の学童保育に関しては、明星保育園の施設の中で小学生を見ているという状況があるのですが、これは委託の内容の中にそんなふうに入っているわけでしょうか、お伺いします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

運営につきましては、指定管理者である明星学童保育所のほうに全て任せておりますので、細かな点は把握できていないところがございます。土曜日に学童保育所を開設することは承知をしておりますが、会場等につきましてはまた確認をさせていただきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 要するに学童保育所というものの位置というのは、授業が終わってから親が迎えに行くまで預かってもらうという場所というふうに考えると、例えば6時半なら6時半までの間は、しっ

かりそこまで、電話連絡などなく預かってもらうのが私は本当だというふうに思っていますし、土曜日の学童保育に関しても、現在のところ申し込みをしなければ預かってもらえない。要するに多分支援員の数をきちんと把握するためだと思うのですけれども、基本的には土曜日は、要するに朝から夕方までというのが当たり前だと思うのですけれども、今は何か土曜日をお願いして見ていただいているような、そんなふうに保護者のほうで感じるような状況で、これは委託の内容というのが、例えば学童保育所は月曜から金曜までは、授業が終わってから夕方6時半までとか、土曜日に関しては、例えば朝8時から夕方4時なり5時なりまでとかというふうに、その時間のようなことまで実はお願いしてもいいのではないかなというふうに思っているのですけれども、どうもそこまでのことはきちんと決められていないような形でいるなというふうに思っています。

学童の先生方は、本当に毎日熱心に子供たちを見てもらっていて、はっきり申し上げて、なかなか元気で大変な子供も多い中で、今の先生方には本当に心から感謝しているのですけれども、先生方が気持ちよく働くためにどんなことが必要かというふうなことを考えてきたときに、学童のその運営というものが委託という形でなくも何とかできないのかなというふうなことを私は考えております。

例えば秩父郡市内の学童保育所の状況というものは、どんなふうになっているのか、健康福祉課長のわかる範囲で健康ですので、お答え願えますか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

昨年調べた資料でございますけれども、秩父市が14カ所のうち公営が13カ所、横瀬町は1カ所、これは公営です。皆野町は2カ所で民営、長瀬町は3カ所のうち2カ所が公営、小鹿野町は5カ所のうち1カ所が公営。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 9番、大澤径子議員。

○9番（大澤径子議員） 今ちょっと聞いたように、要するに学童保育所もある意味教育の一環の場所だというふうに私は考えております。それはなぜかと言ったら、子供たちがまず「ただいま」と帰る場所なのです。そこは家庭の延長であって、家庭としての意味と、それから学校からつながっている、要するに宿題をやったり友達との学年を超えたような遊びをしたり、そういう意味ではとても重要な場所だというふうに考えています。そして、今は保育料を取っていますけれども、私は無料にすることよりも、預けている家庭、預けていない家庭のきちんと整合性をとるためにも、保育料はしっかり取っていいと思いますけれども、取ったからにはやっぱり責任を持ってきちんと預かるという姿勢が重要だというふうに思っています。それには、では何が今、私自身がちょっと保護者の方から聞く中で問題があるのかなと考えますと、何か常に指導員の方が不足しているような現状はあるのです。今の場合、要するに皆野……去年の初めなんかは、1年生の指導員は保育園から時間になると回ってもらったりとか、十分足りていればそんな必要ないわけですから、そういう意味では大変その人集めということに苦労されているという現実はあると思うのです。なぜそんなに大変なのかなということ考えたのですけれども、要するに秩父市を初めほかの地域の公営の学童の支援員は、募集はしていますけれども、皆野ほど困ってはいないのです。なぜかなというと、結局これは半年ごとの契約で、市なり町なりで採用されているということに大きな魅力はあるわけです。そうやって大勢集まってくるということは、要するによりいい人材が募集によって来るとということにはつながるわけですから、私自身は、その学童保育所を、今でも明星の福祉会の先生方に

は本当に一生懸命努力をしていただいているのですけれども、これから先を考えた場合に、町でということも一度考えてもらってもいいのではないかなというふうに思っております。

きょうここで、私がこういう発言をいたしましたけれども、これをすぐにどうこうとは申しませんけれども、町でやった場合にはどうかということについての検討をしていただけるかどうか、これを最後に1つだけお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） お答えいたします。

指定管理者の指定の期間が平成33年3月31日までとなっております。検討につきましては、今後してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） よろしいですか。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 次に、11番、内海勝男議員の質問を許します。

11番、内海勝男議員。

〔11番 内海勝男議員登壇〕

○11番（内海勝男議員） 11番、内海ですが、ちょうど2カ月前の10月12日、上陸した台風19号、関東、甲信、東北地方を中心に土砂崩れや河川の決壊、氾濫等によって甚大な被害をもたらしました。行方不明者を含めた犠牲者は95人を超え、被災家屋は8万7,400棟余り、と報道されています。犠牲者や被災者に対し心より哀悼とお見舞いを申し上げます。

当町においても土砂崩れや河川の洪水等によって家屋の全壊、半壊、一部壊、床下浸水、そして道路の崩壊等々、大小含め89カ所での災害となっているようです。人的災害には至らなかったものの土砂崩れにより家屋は全壊し、九死に一生を得た、被災者もおります。

こうした大雨や豪雨による大災害が去年は西日本豪雨、一昨年が九州北部豪雨と毎年全国どこかで発生し、多くの国民が犠牲となっています。安倍首相は、事あるごとに国民の生命、財産、安全を守ると口にしていますが、これは憲法改定に向けた口実でもあろうかと思えます。真に国民の生命、財産、国土や安全を守る、そのための治山・治水を初めとした防災対策やインフラ整備、また農林業再生による国土の保全等々の防災対策が急務であると思えます。

2017年度、（平成29年度）の国の治水事業費は8,972億円、過去一番多かった1998年度、（平成10年度）の治水事業費は3兆2,318億円の3分の1にも満たない治水事業費との報道がされておりました。近隣諸国の脅威を挨り、米国からの高額兵器の爆買いを約束し、毎年5兆円を超える軍事・防衛費に税金を浪費するのではなく、国内における事前の防災対策に予算を増額すべき、このように思います。

皆野町においても今年度人口減少や地域経済縮小に歯どめをかけ、地域再生や地方創生を目的にした、まち・ひと・しごと創生総合戦略5カ年計画の最終年度となっております。しかし、政府としてのまち・ひと・しごと創生総合戦略の2020年目標であった東京圏と地方との転出入の均衡についても、達成が困難となっております。転出入の均衡どころか、2018年の東京圏への転出入は13万9,868人の転入超過でありま

した。

こうした中、政府の第2期創生総合戦略は、第1期の地方への移住促進から地方にとって実効性の少ない関係人口の増加を柱にしているようです。政府としての抜本的な少子化対策が示されない中、一地方自治体における少子化、人口減少対策も限界性がありますが、町民の願望である安全・安心な地域の中で健康で安心して働き、少子化や人口減少に歯どめをかけ、地域の活性化を図り、将来的にも安定した生活や福祉の充実に向けた行政運営が常に求められています。

そうした立場から、2項目について質問いたします。

1項目の創生総合戦略と人口減少対策についてであります。午前中の若林議員の質問とも重なる部分もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

皆野町においても今年度、まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度になっております。またこの総合戦略に関連する皆野町人口ビジョンでは、約40年後に当たる2060年の総人口を8,000人程度と見込んでおります。しかし、皆野町の人口は、一昨年10月中に1万人を割り込み、ことし11月1日現在では9,717人、5年前と比べ約750人減少しており、年平均で150人ずつ減少していることとなります。このままの減少幅で推移すると、10年で1,500人、20年で3,000人、40年で6,000人減少することとなります。

また現在、第2期の創生総合戦略が検討されていますが、その人口ビジョンでは、2065年の総人口を3600人程度とする内容になっております。現実的な現状を直視するにしても、何とも寂しい展望のない人口ビジョンと言わざるを得ません。

そこで、質問に入ります。1点目ですが、少子化、人口減少に歯どめがかからない現状と第1期のまち・ひと・しごと創生総合戦略の総括的な視点について、2点目ですが、第2期の創生総合戦略に向けた少子化・人口減少対策の基本的な考え方や新たな施策の推進についてお聞きします。

2項目の防災対策について、この関連につきましては、午前中から、今回、小杉議員、常山議員、大塚議員もそうです。若林議員、先ほどの大澤議員からも質問がされております。そういったことで重複する部分もあろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

1点目ですが、台風19号による災害箇所の一覧は既に資料で示されております。被害総額は大まかどのくらいなのか。また、町が所管する災害箇所の復旧費等はどのくらいを見込んでいるのか。

2点目ですが、災害の直接的要因と今後の防災対策についてであります。土砂崩れや河川の洪水等に大別した場合の災害箇所数はどのような実態になっているのか。また、事前の対策によって防げた災害もあると思うが、今後の対策について。

3点目ですが、10月12日の午後、町内各地で土砂災害、河川の氾濫等が発生し、町内全域に警戒レベル5が発令されました。この台風により、先ほど来からも出されておりますが、147世帯362人の方が公的避難所へ避難されたということです。その世帯別の避難理由等を把握されているのか。また、危険や不安を取り除くための今後の対策などどのように検討がされているのかお聞きします。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

〔みらい創造課長 中島直輝登壇〕

○みらい創造課長（中島直輝） 11番、内海議員さんからの一般質問通告書に基づきまして、順次お答えを申し上げます。

まず、ご質問1の（1）、少子化、人口減少に歯どめがかからない現状と第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括視点についてお答えを申し上げます。

町の第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略は、全国的な少子高齢化による人口減少への対策として、国がまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び総合戦略を策定したことを受け、平成28年3月に策定をしたものでございます。町の将来的な人口目標として、2060年の総人口を8,000人程度と掲げ、定住・移住の促進、結婚支援、出産、子育て支援、経済の活性化の4つの基本目標に向けた施策に取り組んでまいりました。その成果として、町の総人口はおおよそ総合戦略の目標に向けた推移を維持できております。令和元年11月1日現在の人口は9,717人で、人口ビジョンの中で推計として、令和2年10月1日の人口を9,611人と推計しております。年間約100人の人口減少の推移でございますので、現状としては推計よりも人口を維持できる見込みでございます。

また、社会増減だけを見ますと、大きな成果がございます。平成26年からの社会増減を見ると、マイナス103人から27年はマイナス44人、28年はマイナス93人、29年マイナス39人、30年はマイナス43人と大きく減少傾向でございます。また、世帯単位での推移を見ますと、一環して約4,000世帯を維持できており、横ばいを維持できていると考えております。これらのことから社会増減の面では、地方創生に取り組んだ成果が一定程度出ていると総括しております。

続きまして、ご質問1の(2)、第2期の総合戦略に向けた少子化、人口減少対策の基本的な考え方や新たな施策についてお答えを申し上げます。

第1期総合戦略の成果として、町では人口減少の抑止の面で一定の成果が出ているところでございますが、国全体で見ると、東京一極集中の流れはとまらず、戦略策定時に見込まれていた成果が出ているとは必ずしも言えない状況でございます。国の総合戦略につきましては、12月に策定が予定されておりますけれども、こうした現状を踏まえ、地方への人の流れをつくるトーンを抑え、地方へのつながりとして関係人口の創出を重点化する見込みでございます。

この点につきましては、地方自治体にとっては東京在住者とのつながりをふやすことが移住へとつながることから、関係人口の創出は非常に重要な観点であると考えております。町の第2期総合戦略は、こうした国の戦略改定の要素を盛り込むと同時に、第1期総合戦略における各施策の成果を踏まえた改正を行うことが基本的な方針となります。

なお、第2期総合戦略につきましては、現在策定過程のため詳細の説明を控えさせていただきますが、第2期総合戦略の概要として大きく2件の変更点を予定しております。1点目は、将来人口目標の修正でございます。第1期の人口ビジョンでは、国の地方創生に関する施策が効果を十分に発揮し、出生率の向上が劇的に図られる前提で将来人口目標を設定しております。こうした国の施策の現状などを踏まえ、人口が減ることを真っ正面から受けとめた上での施策展開へと将来人口目標を修正する予定でございます。

2点目は、関係人口創出の取り組みでございます。国の総合戦略改定を受け、町の戦略にも関係人口創出を盛り込む予定でございます。なお、関係人口の創出につきましては、町ではかねてから浅草との交流など、都内での認知度向上に向けた取り組みを先行して取り組んでおり、従来の取り組みをより一層深めていくこととなると考えております。新たな施策としては、人口増に直接的な効果を有する移住支援を特に強化していく予定でございます。いずれにいたしましても、国の動向、第1期の総合戦略の成果を踏まえ、実効性のある戦略となるよう検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 11番、内海議員さんから通告のありました質問事項2、防災対策についてお答えいたします。

1点目の台風19号による被災箇所数、被害総額は大まかどのくらいか。また、町が所管する復旧費等はどのくらいを見込んでいるのかとのお質問ですが、町が把握している被災箇所数は、令和元年11月20日現在の取りまとめで89カ所となっております。

被害総額についてですが、住宅等の倒壊や事業所等の浸水被害等については把握が困難なことから、被害総額につきましては、算定しておりません。

町が所管する復旧費等についてですが、今定例会に提出しております承認第5号の一般会計補正予算（第3号）及び議案第34号の一般会計補正予算（第4号）に災害復旧費として、合計8,543万1,000円を計上しております。被害状況等を踏まえまして、令和2年度の当初予算への計上についても検討を進めております。

2点目の災害の直接的要因と今後の防災対策についてですが、被災箇所89カ所のうち土砂崩落、流出に起因するものが18カ所、河川の洪水に起因するものが26カ所、内水の氾濫に起因するものが6カ所、その他の起因によるものが39カ所でございます。

今回の台風19号では、10月10日から13日までの総降雨量が神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えております。秩父市浦山では687ミリ、三峰で593.5ミリ、秩父でも545.5ミリを記録しております。

また、12日15時30分から順次埼玉県を含む1都12県に警戒レベル5、大雨特別警報が発表される事態となり、各地に甚大な被害をもたらしております。こうした状況から今回の災害の直接的要因は、記録的な降雨によるものと考えております。今後の対策についてですが、今後もこうした大雨に伴う土砂災害の発生や河川の洪水等が懸念をされます。今回の災害発生箇所及びその要因等を検証し、特に土砂災害及び浸水対策に取り組む必要があると考えております。

3点目の避難した方の理由は把握されているか。また、危険を取り除くための今後の対策や検討についてですが、避難理由については、避難者個々に確認しておりませんので、正確な理由は把握しておりませんが、第1の理由は、土砂災害や浸水被害などから身を守るために避難したものと考えております。また、高齢の単身者、また高齢者夫婦といった避難者も多いことから、不安な気持ちで自宅にいるより、万が一に備え、安全な避難所に避難した方も多かったのではないかと思います。

また、危険を取り除くための対策ですが、町といたしましては、災害時に住民が容易に避難行動がとれるよう、気象庁や関係機関と連携を図り、防災情報をわかりやすく提供できる支援体制の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 人口減少対策から何点か再質問をしたいというふうに思います。

第1期の創生総合戦略、一定の成果ということで答弁をされております。また、第2期の総合戦略の柱として将来人口の目標ですか、これの修正なり、また国でも提起しておりますが、関係人口の創出、そういったことが答弁をいただきました。しかし、創生総合戦略の柱としてある関係人口の創出と申しますか、増加と申しますか、国のほうはどちらかといいますと、第1期の地方への移住なり定住、そういったものが結果として目標は達成できなかった。そういったことから、これにかわるものとして関係人口の増加と

いうものになっているかと思いますが、こうしたことが地方の少子化なり人口減少対策にどれだけ実効性があるのか、私は非常に疑問であります。

そこで、町長にお伺いしたいのですが、皆野町のここ5年間の出生者数、50人台で推移してきているかと思えます。みらい創造課長のほうからも若林議員の答弁の中でも触れられておりましたが、そしてことし10月までの出生者数は29人、12月までの1年間で過去最低の30人台が予想されております。第1期の創生総合戦略の平成31年度の目標出生者数については70人というふうになっているかというふうに思えます。その半分に届くかどうかというのは厳しい現状にあります。しかし、こうした事態というのは、皆野町のみならず、全国的にも2019年の出生者数は初めて90万人を割り込み、120年前の1899年の調査開始以来、過去最低の86万人程度というふうに厚労省も予想しております。こうした背景には、第2次のベビーブームと言われた団塊ジュニアの世代が40代後半となり、出産期の女性が大きく減少したことが要因として挙げられているようです。

しかし、第3次のベビーブームはなく、ないというのはそういう現象があらわれなかった。今日まで出生者数は年々減少の一途にあります。地方消滅の著者でもあります増田寛也元総務相は、「東京への一極集中の流れはとまっていない。地方消滅の深刻さは一段と進んでいる。また、東京では貧困や格差拡大で非婚化の状況は変わっていない。政府は地方創生について練り直す必要がある」、このように指摘がされております。

いずれにしても、少子化、人口減少の歯どめは、早急に国レベルでの抜本的な少子化対策が求められているかというふうに思えます。しかし、町としても手をこまねくことなく、「住んでみたいまち、住み続けたいまち、ときめきの皆野」という町の将来像に向けても少子化、人口減少対策は町の最重要課題であろうかと思えます。この最重要課題に対する町長としての基本的な考え方、また先ほどもみらい創造課長のほうからも答弁をいただいておりますが、第2期の創生総合戦略での新たな施策について、具体的な考え等ありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 極めて難しい内容の質問であります。町も住宅取得の補助制度だとかあるいは医療費の18歳までだとか、あるいは今検討中ですがけれども、給食費等の問題につきましてもこれから検討をしていきたいと考えておるところでございますけれども、ただ都会からこの皆野町に人口が呼び込めるようならいいのですけれども、近隣の自治体からこの皆野町ということが最近の傾向でありまして、皆野町に移住してくれてきたのだと思えば、小鹿野町からとか、あるいは秩父市からとか、そういう状況にあります。都会から呼び込める施策が何かうまいものがないかなと、こんな思いがしておるのですけれども、なかなか決めてがたい状況ですし、どこの首長さん等とお話をいたしましても、みんな頭の痛い問題であります。

実は、きのうの杉戸の町長と一緒になりましてお聞きしたのですけれども、杉戸町は4万人以上の大きな町でありますけれども、出生数が300人、死亡者数が400人だそうございまして、やはりああした大きな町でも人口減少がとまらないと、こういうことございまして、企業誘致というようなことも考えなければならぬのですけれども、残念ながら皆野町の場合には、うまい適地も残念ながら見当たらないというような状況であります。小さいながらもそうした企業が誘致できればいいかなと、こんな思いもしておりますけれども、先ほど産業観光課長も答弁しておりましたけれども、企業誘致条例等もありまして、かなり有利な条例になっておるのですけれども、なかなか引き合いがないというのが現状でございます。こ

のことにつきましては、議員の皆さん方からもいろいろアイデア等も寄せていただければありがたいと思っております。極めて難しい問題でありますけれども、一生懸命取り組んでいきたいと考えておるところでございます、これだというのがなかなか見出せないのが現実でございます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

第2期の人口ビジョンでは、先ほどみらい創造課長から答弁いただいたように、45年後の将来目標人口、1期を大幅に修正したいということだと思っておりますが、私も推進委員会の委員のメンバーであります。この中で示されている案を45年後の皆野町の将来人口3,600人というふうになっているかというふうに思います。先ほども申し上げたのですが、余りにも夢や希望も展望もない、そういった人口ビジョンだというふうに思います。

先月、行政視察先でありました長野県の原村では、第1期の将来目標人口を10年後に設定してあったかと思っております。その計画の中では、原村としては計画当時の人口とほぼ変わらない約7,500人、このように設定しておりまして、それに向けまして少子化対策なり、また移住受け入れの体制の強化、このようなことが図られておりました。

皆野町におきましても、将来目標人口の設定についてなのですが、せめて計画期間の2025年か、10年後の2030年ぐらいにとどめたほうがよろしいかなというふうに思いますし、より現実的だというふうに思います。

また、第1期の目標人口、人口ビジョンでもそれほど変わらない現状に、人口にあらうかと思っておりますので、せめて10年後の2030年の目標人口を来期と同じように8,000人程度、このように目標人口といいますか、設定し直したほうがベターかなと思っておりますので、これは推進委員会の中で図っていただきまして、ぜひ少しでも夢や希望や展望が持てるような、10年先ぐらいのところを目標にした目標人口といいますか、設定にしたほうがよろしいかと思っておりますので、そうした考えについてお聞きしたいというふうに思います。

また、先ほど町長のほうからも答弁いただきました。大変難しい問題で、例えば移住の問題にしても、近隣の町なり秩父市なり、そういったところから皆野町に移ってくる。簡単に言ってしまうと、それこそどんぶりの中の奪い合いではないですけれども、そういったことになろうかと思うのですが、また決定的な少子化対策、そういったことについても難しい問題だというふうに言われておりました。ただ、根本的な少子化対策、これは本当に一地方自治体における対策では、どうにもやっぱり改善、歯どめがかけられない。また、決定的な対策も打てない。私もそれは十分認識しております。そういった中でも人口減少に歯どめをかけるということになりますと、社会動態といいますか、そういったところで移住等を受け入れる、そういった受け入れなり定住促進、そういったことを積極的に図らざるを得ないのではないのかなというふうに思います。

例えばの話ですが、最近、NHK等でも大きな問題として取り上げています。首都直下型地震が30年以内に70%の確立で発生が予想されております。そういったことからこの秩父地域といいますか、地震等には大変強い地域だというふうに思いますし、そういったことは言われております。そういったことから、皆野町だけではないのですが、この秩父地域の自治体で連携しながら、そういったことが予測されている中で自然災害、地震に強い秩父地域への移住、そういったことを促進等を検討してみてもよろしいのではないかなと、これは例えばの例ですが、思っておりますし、また午前中の若林議員からも少子化の中

での小学校の統廃合問題等も挙げられておりました。少子化が進む中で、ますますこういった問題が浮上する傾向にあるかと思いますが、例えばいじめや不登校、そういった児童や生徒を受け入れる実態といえますか、山村留学みたいな形で受け入れる。そういった中で移住者をふやすということも検討の課題に値するのではないかなというふうに思います。

また、この皆野町で第2子なり第3子なり産み育てたいというそういった希望がかなえられるような具体的な子育て支援、そういったことを充実を図っていく必要があるかと思います。移住の受け入れ態勢といえますか、それら等で具体的な考え等ありましたらお聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 適齢期を迎えている方々というのは、かなりこの町にもおるわけでございまして、良縁に恵まれないというか、そういう方がかなりございます。そんな関係から、昔は仲人さんというか、紹介してくれる方がかなりあったのですけれども、そういう方も今ないのですけれども、そういうふうな方に奨励をして、成婚できる状態になったときには、そうした人に謝礼というのでしょうか、何かそういうことをも考えてみてはどうかなというような思いもしております。今、議員言われるように、秩父地域については災害に強い、しかも台風は予測ができるわけでございまして、24時間後には接近してくるとか、方向が定まっておりますけれども、地震はまさにいつ来るかわからないわけでございまして、そういうことからしても秩父地域のPRというものは、1市4町で取り組んでいってもいいことかなと、こんな思いがしております。

重ねて申し上げますけれども、皆さんから何かうまいアイデアでもあれば、一緒になって取り組んでいきたいものだと、こんな思いがしております。

○議長（大澤金作議員） みらい創造課長。

○みらい創造課長（中島直輝） 11番、内海議員からの再質問につきまして、町長からご答弁申し上げた部分以外の細目の部分についてお答えを申し上げます。

まず、人口ビジョンの部分についてでございますが、実は今回、この第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、12月の10日から1月9日までの期間としまして、パブリックコメントにかけて、町民の皆様からの広い意見を募っている段階でございます。今、その最新の素案の状況でございますけれども、先ほど議員からご指摘をいただいた部分につきましては、かなり修正をさせていただいているところでございます。具体的には、将来人口目標、2065年の部分で、当初の案では約3,600人でしたが、現行案では政策効果として400人を積み上げまして、4,000人程度ということに修正をしております。なお、その上で、将来人口の目標の期間につきましては、議員ご指摘のように40年後の遠い将来ではなく、10年後、または5年後といった短期と中期の目標に修正をしております。具体的には、5年後、2024年の総人口を8,700人程度、次に10年後、2029年の総人口を8,000人程度、この2つを目指す目標像というふうに修正をしております。これからもこの人口ビジョンにつきましては、一定程度現実を見据えつつも、ビジョンと呼べるという内容になるように、しっかりと中身については精査をまいりたいと考えております。

また次に、都内から人口を呼び寄せるといった部分につきましては、先ほどから関係人口については賛否両論あるというのは、こちらも重々承知はしております。ただ、地方自治体から考えてみれば、都内にいながらにして皆野町のことを知ってもらえる、そういった関係人口がふえてくるというのは、直接的には町のほうに移住をしてくれる人がふえてくるということで、非常に移住の期待が高まる政策だと考えて

おります。観光を起点とした移住でございますと、一度町に来てもらわなければ移住につながらないという部分に対しまして、関係人口につきましては、都内にいながら町を知ってもらい、そのまま移住につながっていくという部分で、一度町に来てもらうというステージを介さずに移住につながる効果が見込まれておりますので、ぜひこういった部分について、しっかりと取り組みを進めていながら移住につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

将来の目標人口、これについては私と考えが一致したようで、ぜひ推進委員会に諮る中で、10年後、例えば8,000人程度にするとか、そういった目標設定にさせていただきたいというふうに思います。

少子化対策の本当に決定的な対策というのは、一地方自治体では大変難しさがあるかというふうに思います。少子高齢化のほうと人口減少、これを国難として位置づける安倍首相といますか、安倍内閣だというふうに思いますが、少子化で生産年齢人口が大幅に減少することで、将来の社会保障費の危機をあおって、消費税増税等で国民負担を強いてきております。しかし、この人口減少問題、特に少子化問題について、抜本的な対策を講じようとしていないと思います。これでは希望出生率1.8にもほど遠く、地方消滅のみならず、この国自体の消滅につながりかねない、このように私は思っております。

ちなみに、団塊の世代の年平均の出生者数が約268万人、団塊ジュニア世代の年平均の出生者数は約204万人でありました。それ以降は減少の一途にあります。そうした中、2019年は過去最少の86万人程度、このような予測がされております。特に女性労働者の母性保護規定としてあった深夜労働や休日労働等の禁止規定が改悪され、解禁となったのが今から20年前の1999年です。それ以降、出生者数は一気に120万人を割り込んで今日に至っているかというふうに思います。

女性が安心して結婚、妊娠、出産、育児ができる、そうした賃金や労働条件など労働環境の整備を優先しない限り、この少子化問題は解消されない、このように私は思います。女性の時間外労働、特に深夜労働や休日労働を禁止していた20年前の労働基準法に戻すこと、また産前産後休暇の有給化、そして育児休職中の賃金を国が一部補填するような、そうした要望をぜひ町村会等を通じまして、国に上げるよう要請したいというふうに思います。

そして、皆野町においても子供を産み育てやすい環境の整備に積極的に取り組むよう要望させていただきたいというふうに思います。

防災対策についての再質問になります。1点目の関連なのですが、町内で一番大きな被害は金沢の諏訪平地内の土砂崩れになろうかと思っております。家屋の倒壊なり進入道路等の崩壊、こうしたことにあるかと思っておりますが、永住されている方の今孤立状態というふうに言いますか、そういった状況にあるかと思っておりますので、この解消を最優先していただきたいというふうに思います。

議案第34号等の補正関係もありますので、可決後、速やかに対応するようにお願いしたいと思っておりますが、特に地主さんとの関係等については、問題なく進行しているのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。仮設道路の関係です。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの仮設道路についての再質問についてお答えさせていただきます。

今回、仮設道路を予定しております土地につきましては、地主さんが2名おります。1名は、上に別荘を

持っている方でありますので、今回の被災した関係者という形になります。もう一方につきましては、上尾市に在住している方になります。この上尾市に在住している土地所有者につきましては、11月の末に私ともう一人担当者で出向きまして、工事の説明、それから被災状況の説明をした上で、仮設道路の設置についてご承諾をいただいております。

ただ、その後の管理につきましては、私道ということになりますので、関係者の方と地主さんの協議のもと、用地を買収するのか賃貸にするのか、そういったものは、また道路の設置に関係間で協議、相談をさせていただきますということで、地主さんにはご了解をいただいております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） いずれにしましても、補正予算が可決後、速やかに仮設道路の設置に努力していただきまして、車の出入りができるような、そういった状況をつくっていただきたいというふうに要望させていただきます。

2点目の関連なのですが、土砂崩れ等の災害件数は18カ所ということであります。その内訳としまして、この箇所が土砂災害の警戒区域なり、また特別警戒区域内がほとんどだということで理解してよろしいのかどうか、これが1点です。

また、今回の台風、大雨であったわけなのですが、風が比較的弱かったと、これが強風なり暴風が加わったら、もっと倒木なり土砂崩れ等災害箇所も、また被害額も拡大していたのではないかというふうに予想されます。

石木戸町長は以前、平成19年9月の台風被害の反省から、「山林等の荒廃による倒木や枯れ枝、また間伐材等が小河川に流出し、道路、暗渠部を塞ぎ、土砂があふれ、道路の崩壊など大きな被災原因となった」、このように述べられていた経過がありました。私もこうした認識には同様でありまして、この間、こうした小河川の流木の撤去等の防災対策を講じるよう再三町のほうへも要望してきた経過があります。こうした要望に対するこの間の対応と今後の対策、特に日野沢町道12号線ですか、ここについては、11号線ですか。以前にも路面があらわれるというか、大きな被害があったわけなのですが、今回も同じような現象の被害が起こっております。こういったところにつきましては、先ほど申し上げたような上流部分の流木の撤去とか、そういったことをやってくれば、災害は防げていたのではないかなというふうに私は思っております。ただ、聞くところによりますと、流木だけではなくて、その上流部で山林が土砂崩れが発生したと、その土砂も流れてきて暗渠部を塞いだと、そういったことも言われております。いずれにしましても、こういった小河川の流木なりの撤去の防災対策、これをどのように進めてきたのか、これが1点です。

もう一点なのですが、平たん地における小河川の土砂の堆積等、具体的には、滝ノ入沢の堆積土砂の撤去なのですが、数年前にみ～な公園の横のところまでは、国道からその間は堆積土砂を撤去していただきました。ただ、それ以降の下流部につきましては、まだ堆積している部分もございます。今回の台風におきましては、特にここにおける洪水等の被害はなかったようですが、ただセブンイレブンから役場のほうに向かっている沢のところ、滝ノ入沢側との、これはよく一般的に言われているバックウォーターというのですか、押し戻されて、その上流部分の住宅が床下浸水になったと、こういった被害も発生しているようです。

具体的なことになって申しわけないのですが、その下流部分の堆積土砂の撤去についての考えをお聞きしたいと思います。

また、4点目になろうかと思うのですが、町内において、現在地すべり対策工事等、近年も含めてで結構なのですが、実施されている箇所があるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからの再質問にお答えいたします。

土砂災害等に起因する災害が18カ所あります。これが危険区域に含まれているかということですが、全ての箇所について突き合わせができてはおりません。ただ、大きな災害が発生いたしました金沢の土砂災害、それから三沢の土砂災害、これらにつきましては土砂災害の危険区域、イエローゾーンですとかレッドゾーンに含まれる、もしくはそれにかかなり近い場所というような形になっております。やはり被害が発生した場所につきましては、こうした危険箇所に含まれる、もしくはそれに近いような場所で発生しているケースが多いものと認識をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 11番、内海議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほどの日野沢11号の関係でございますが、平成19年の台風9号によりまして、同じ箇所が被災しております。その後、平成25年度から28年度にかけて、道路の改良及び河川の改修、流木の撤去を行い、河川の断面を大きくしてございます。

今回の台風で先ほど議員さんがおっしゃられましたように、途中の山林の土砂崩落等によりまして、暗渠が詰まりました。その暗渠から雨水が流れ込んで、舗装が傷んだということでございます。今後につきましても、いろいろな被災箇所の検証をしながら、対策を講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、滝ノ入沢の土砂撤去でございます。滝ノ入沢の土砂撤去につきましては、先ほど議員さんがおっしゃるみ～な公園まで施工しております。その後、み～な公園から役場、郵便局過ぎてユタカ電気さんのところまで、今年度やるということで今測量をしているところでございます。今後、その測量に基づきまして、堆積土をとるといような工事になります。

続きまして、町内の地すべり箇所でございます。今、私の把握している中では2カ所行っております。桜ヶ谷の地すべりに井戸を掘るといような形で今測量を1カ所行っております。それと、金崎地内、尾坂になります。尾坂のところでは伸縮計をつけまして、どのぐらいの滑りがあるかといような対策の工事を今行っているということで把握してございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

特には小河川の流木なりその辺の撤去、建設課だけに任せておくのも大変な事業だといふふうに思いますし、これらについて、例えばシルバーなり、ある部分を委託するなり、また県の補助なり、そういったところが対象になるような補助を見つけ出して検討するとか、その辺について町長の考えありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） いわゆる倒れている木でも結局所有者があるわけでございますが、地主さんが遠くにおるといようなこともあります。いずれにいたしましても今言われるように、災害の引き金になる

というようなことから、見回りをして、シルバー等をお願いをして撤去していくと、こういうことにつきまして是对応していきたいと思っております。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ぜひそういう形をとっていただきたいと思えます。

11号のみならず金沢地内の道路の崩落等につきましても、かなり近いところで山林が崩れたり、また倒木があったり、それが原因として道路の崩落、そういった災害も発生しております。ぜひその災害要因を取り除くよう、今後ぜひ町長が言われたような形で検討し、実施をしていただきたいというふうに要望させていただきます。

3点目の関連なのですが、私の住んでいるところは、美の山の表側の本当に中腹に位置しておりまして、地すべりの防止区域と土砂災害警戒区域にも指定されております。台風時なり、また大雨のときには、常に危険と隣り合っている地域でもあります。こうした場所に、直線にして約300メートル四方の区域内に8世帯で隣組というか、1つの班を構成しております。今回、その8世帯のうち2世帯が三沢小学校の体育館に避難をしました。しかし、私は避難をしませんでしたが、約30年ほど前に、先ほど言ったこの区域内だけでも8基の集水井、地下水を集水して放流、先ほど建設課長からも桜ヶ谷なりの例が出されましたが、そういったところで私の住んでいる区域では8基の集水井が設置されていた、そういった関係から地すべりの防止対策は施されていると、こういった過信とも思われるかもしれませんが、そうした理由から私は避難をしませんでした。

ただ、今回非難された2世帯につきましては、この地すべり防止対策の整備が完了する前に自宅周辺が地すべり等によるひび割れ等の経験から、今回避難をしたということでありました。

いずれにしても、今回の台風で土砂災害や河川の氾濫等でみずからの命に対する危険や不安を感じて、多くの住民が避難をしているかというふうに思います。

そうした住民が安心した日常生活が送れるよう個別の避難理由等を把握する中で、今後の防災対策に生かしていくことが求められていると思えますので、そうした対応について、再度お聞きしたいというふうに思います。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

やはり避難された方というのは、危険を感じての避難というのが一番多かったものと考えています。特に今回の雨量につきましては、これまでにない雨量でございました。気象庁のほうの資料によりますと、解析雨量というのがありまして、これを見ますと、10月12日の22時までの24時間になります。皆野町では約700ミリという記録がされております。この数字というのは、阿武隈川の氾濫等によって甚大な被害が発生しました宮城県丸森町も同じ700ミリという数字になっております。こうしたことから、皆野町においては災害が少なかったというふうな捉え方もできるかと思えます。ただ、その都度その都度の状況に応じて、災害の発生状況というのは異なっております。危険を感じなくても万が一ということで、できれば町とすれば、早目の避難情報を出しますので、できる限り避難をしていただくのがよろしいかと思えます。

ただ、先ほど来ご指摘いただいておりますように、避難所の収容人員等の課題もありますので、今後はそういった避難情報の提供、また住民に安心して避難していただけるような避難所の整備といえますか、体制づくり、これらが課題になりますので、そういった面で進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） もう時間になりますので、最後にしてください。

○11番（内海勝男議員） すぐ終わります。

今回の台風19号による雨量の関係が出されたのですが、秩父市の1日の降水量は、観測史上最高の635ミリというふうに報道されておりました。しかし、今回の台風による町内の大災害箇所は、地すべり防止区域内であったり、またバブルの前に山林開発をした別荘地なり、また造成したゴルフ場等々であります。また、小規模の災害箇所も含め、ここ40年来の農林業の衰退による山林の荒廃、水田の耕作放棄等々によって、森林が持つ緑のダム、水田が持つ自然の水がめなど、そうした治山治水機能が大幅に低下していることが大きく影響しているというふうに思えてなりません。単なる大雨や豪雨による自然災害というより、一面では人災と言っても過言ではないというふうに思います。そして、国や県は、土砂災害警戒区域なり、また土砂災害特別警戒区域に指定するだけで、あとは自治体の避難指示、命を守る最善の行動をとってください。大至急安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください、こういうことだけでは根本的な住民の安全安心は守れない、このように思います。

災害を未然に防ぐためにも、事前からのハード面での防災対策やインフラ整備、また緑のダムなり自然のため池等の整備が図られるよう、農林業の再生に向けた農林業に対する公的支援等も含め、国や県へ要望をしていただきたい。また、町としてもできる範囲での防災対策を積極的に講じるよう強く要望しまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大澤金作議員） 以上で通告のありました一般質問は全て終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（大澤金作議員） 日程第6、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

本定例会に町長から提出された議案は、ご配付いたしましたとおり、議案は議案第29号から第35号までの7件、承認第5号の1件、同意第19号、第20号の2件、以上10件でございます。

議案内容の説明は、それぞれの議案が議題に付された際に求めることにいたします。

なお、議案内容については要約して説明願います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。

◇

◎議案第29号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第7、議案第29号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第29号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与等に関する必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第29号 皆野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、任用服務規律等の整備が図られるとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件が厳格化されました。あわせて、会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう給付に関する規定が整備されております。

それでは、1ページをごらんください。上段の目次ですが、この条例は、第1章から第5章で構成されております。第1条、趣旨ですが、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。

次の第2条第1号は、フルタイム会計年度任用職員について、第2号ではパートタイム会計年度任用職員についての定義を規定しております。

2ページになります。上段の第2章では、フルタイム会計年度任用職員の給与について規定しております。第4条、フルタイム会計年度任用職員の給与については、11ページ以降の別表に定める給料表によるものとし、行政職と教育職の区分に応じて適用するものでございます。

第7条から5ページの第16条にかけて、各種手当について規定しております。通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、特殊勤務手当の支給について、それぞれ規定するものです。

5ページ下段になります。第3章は、パートタイム会計年度任用職員の給与として、次の6ページ、第17条から10ページの第26条にかけまして、報酬と期末手当について規定をしております。

10ページの下段をごらんください。第4章は、パートタイム会計年度任用職員の費用弁償として、第27条では通勤に係る費用弁償を、11ページの第28条では公務のため旅行に係る費用弁償についてそれぞれ規定をしております。

附則といたしまして、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第29号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 何点か質問したいと思います。

第2条において会計年度任用職員は、フルタイムとパートタイムの職員に分けられるようです。以前、次長の答弁だったと思いますが、フルタイムの臨時職員については5名ぐらいというふうに答弁をいただいておりますが、現在、何名で、またどの職場、どういう職種かお聞きしたいと思います。

2点目ですが、このフルタイムの臨時職員がフルタイム会計年度任用職員へ移行するというふうに考えてよろしいのか。あわせて、パートタイム会計年度任用職員に該当し得る現在の臨時職員は何名で、その職場、職種について。

また、現在の臨時職員以外の職員で、この会計年度任用職員に該当する職員はいるのかいないのか、お聞きしたいと思います。

大きい2点目なのですが、第3条において、現在の臨時職員の賃金がフルタイム会計年度任用職員においては給与として、またパートタイム会計年度任用職員については報酬として支給になるようです。このように分けた理由と、予算書における節7の賃金、これについては新年度からはどのような扱いになるのか。

大きな3点目です。第4条において、フルタイム会計年度任用職員の給料について、別表に定めるとなっておりますが、現在のフルタイムの臨時職員の賃金を下回ることはない号給の適用を図るということで理解してよろしいのかどうか。

4点目ですが、また第17条でパートタイムの会計年度任用職員の報酬額の規定があります。継続して任用の場合、前年の賃金を下回ることがない報酬の額として支給する、このような理解でよろしいのか。

5点目ですが、第13条、第23条で期末手当の規定があります。フルタイム会計年度任用職員も、またパートタイム会計年度任用職員も正規職員の期末手当と同率の支給というふうに理解してよろしいのかどうか。

6点目ですが、第29条です。町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与ということで規定しております。この条例の規定にかかわらず、職務の特殊性を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常時勤務を要する職を占める職員と、健康及び職務の特殊性等を考慮し、任免権者が別に定める、このように書かれておりますが、具体的な職員といたしますか、具体的な例で示せるのであればお聞きしたいというふうに思います。

最後になりますが、会計年度任用職員制度に移行することで、一番大きな問題になっているのが任期が原則1年ということになりますので、雇いどめ等の雇用不安にさらされる、こういった事態が予想されております。しかし、現在、臨時職員なり、またこうした非正規の職員がいなければ行政は回らない、そういった現状に置かれていると思いますし、またそうした臨時職員等であっても、経験豊かな職員が多くいらっしゃると思います。こうした職員の雇用不安を取り除くためにも、本人の希望を優先した、自主的には雇用が継続する、そうした配慮が必要だというふうに考えます。この点についての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 3時02分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんの質問にお答えいたします。

教育委員会部局につきまして、今現在のフルタイム職員、それからパートタイム職員の関係になります。フルタイム職員につきましては、今現在3名おります。内容的には、1名の方は皆野幼稚園の幼稚園バスの運転手兼園務員の方です。もう一人の方は総合センターに配置しております事務職員1名、それからもう一方は勤労福祉センター、温水プールのほうにいらっしゃる事務員兼監視員の方、その3名がフルタイムになっております。

それから、パートタイムになります。こちらは合計で44名になります。こちらにつきましては、教育委員会の事務局のほうに配置しております学校教育指導員、それから相談員、英語の指導支援員、それから文化財の管理の支援員、それから幼稚園のほうに移りますと、保育の支援員になります。それから、皆野小学校のほうに行きまして、校務員、学習支援員になります。それから、国神小学校も校務員、学習支援員、あとこちらはエキスパート教員といたしまして、先生方の負担軽減に伴うサポートを行う先生がいらっしゃいます。三沢小学校、こちら校務員、それから学習支援員、こちらにもエキスパート教員が配置してあります。それと、複式学級対応の非常勤講師が1名います。それから、皆野中学校に行きますと、こちらは校務員、それから学習支援員、それからさわやか相談員がいます。給食センターは、全員がパートの会計年度任用職員に来年度からなります。それから、勤労福祉センターに行きます。こちらは監視員の方、こちらがパートタイムになります。

以上になります。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからご質問のありました内容についてお答えいたします。

まず、2項目めの第3条の関係でございます。フルタイム職員につきましては給与、パートタイムの職員につきましては報酬ということですが、これは地方自治法において規定をされておきまして、その規定に基づきまして設定をしております。自治法の中でもフルタイム職員につきましては給与を支給すると、それからパートタイムについては報酬を支給するという規定になっておりますので、この規定に基づいたものでございます。

それから、3項目め、第4条のフルタイムの給与の関係でございます。現在の職員が移行した場合に賃金どうなるかということですが、これは今、その辺の規則等の整備を進めておるところでございますけれども、結論といたしますと、現在の年間ベースの賃金を下回らないように制度をつくってまいりたいというふうに考えております。

それから、パートタイムの職員につきましても同様に年間ベースの賃金を下回らない範囲で位置づけをしております。

5項目めの期末手当の関係でございます。第13条、これはフルタイムですが、規定の中で給与条例、17条第4項から17条第6号までの規定は、フルタイム会計年度任用職員に準用するという形になって

おります。したがって、一般職員のほうと同様の率を予定しております。

それから、パートタイムにつきましては、8ページの23条になります。これにつきましても給与条例の準用という形ですので、フルタイムと同じになります。同様の率を設定してございます。

それから、6項目目の第29条で、町長が認める職員ということですが、今の段階では特段設定をする予定はございません。

それから、最後の7項目目、雇いどめについてでございます。今回の会計年度任用職員につきましては、1会計年度内の任用ということになります。それで、国のほうで示されておりますのは、その任用が終わりましたら次の任用というのは新たな任用になるという位置づけになっております。そうしたことから手続的には、1会計年度の任用が終わりますと、また次の新たな任用という形になりますので、1つの任用が継続されるという考えではなく、新たな任用をするという考えになります。当然それまでの勤務状況等を考慮して、同じ方に引き続きやっていただくといいますか、同じ方を新たに任用するという表現になると思いますが、そういった形で1会計年度ごとに継続してやって、結果的には継続してやっていただくという状況になろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） フルタイムの臨時職員については、現在、教育委員会部局としては3名、パートタイムの臨時職員については44名ということで答弁いただきました。町長部局には臨時職員はいないのかどうか。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 11番、内海議員さんのご質問にお答えいたします。

健康福祉課で2名臨時職員を採用しております。ただ、今年度末までの任用期間で、来年度以降の会計年度任用職員の対象とは予定しておりません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、来年度、フルタイムの会計年度任用職員については、現在のまま移行したとして3名、パートタイムの会計年度任用職員については44名ということでよろしいのかと、それと現在、臨時職員以外の職員、例えば皆野町はいるかどうかかわからないのですが、非常勤職員とか嘱託職員、そういった方がいるのかどうか。また、いたとした場合、会計年度の任用職員制度に該当するかどうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

教育委員会のほうでの今現在の臨時的任用職員の中で、公民館長、それから幼稚園の園長、プールの所長という配置がございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員には決まり的にはならないということでございます。今後、どのような形で任用していくのかということもあろうかと思っておりますけれども、継続していくとした場合は、新臨時的任用というような形になろうかと思われま。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

嘱託の職員の関係ですけれども、訪問介護員等が今現在おります。ただ、この職については会計年度任用職員には移行となりません。その後の状況についてはこれから検討いたしますけれども、委託等によって業務をやっていただくというようなことを今想定をしております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、今のままで行きましたら、フルタイムの会計年度任用職員については3名、パートタイムの会計年度任用職員について44名程度で移行するという理解でよろしいのかどうか。

○議長（大澤金作議員） 教育次長。

○教育次長（設楽知伸） 内海議員さんのご質問にお答えいたします。

今現在の臨時職員の多くを配置しております教育委員会としますと、今おっしゃられたその形で来年度会計年度任用職員としてまた採用という形で教育委員会としては考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

2点目のフルタイム会計年度任用職員については給与、パートタイム会計年度任用職員については報酬、こういう形で支給するということなのですが、そうなりますと、予算書等での節の7賃金、これについてはどういう扱いになるのか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからの質問にお答えいたします。

やはり給与また報酬という形になっておりますので、報酬につきましては節の1、給与につきましては節の2に予算計上になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、節7の賃金というのはなくすというか、残しておく必要があるのかどうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからの質問にお答えいたします。

現状で行きますと、今支給をしております賃金、節7でございますけれども、基本的には会計年度任用職員に移行されるということになりますので、現段階ではその計上はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ありがとうございます。

3点目と4点目に関係するのですが、現在のフルタイムの臨時職員、またパートタイムの臨時職員、これが会計年度の任用職員に移行した場合についても、総務課長の答弁だということ、年間の賃金と言いましたか、を下回らない範囲で検討していきたいということのようです。そうなりますと、少なくとも期末手当が今後支給される形になると思えます。その期末手当も含んだ形で現在の年間の賃金というか、収入を下回らないということになりますと、どういう形をとるのですか。

私は、期末手当は別として、現在の年間の賃金を下回らない形でフルタイムの会計年度の職員については、給料表に基づく号給等の格付が必要だと思うのです。期末手当を除いてね。ひょっとすると、だから期末手当を支給する分、現在の賃金を引き下げると、そういう操作がされる可能性もあるわけです。そういうことのないように、ぜひ賃金だけの部分をとって見て、給料表の年間の賃金を上回る、この号給の格付、そういったことが必要だというふうに思います。

パートタイムの臨時職員の賃金についてもそうだと思うのです。そういったことで検討していただけるのかどうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

現在、関係する規則等の整備をしていく中で、やはり移行された臨時職員の方が不利益をこうむらないよう、今議員さんのご指摘も踏まえまして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） だから、期末手当は別として考えて、現在の賃金を下回らないような形でフルタイムについては号給の格付をぜひしてもらいたいと思います。

また、パートタイムの臨時職員についても現在の時間給といいますか、を下回らない、当然時間給を上げるといことになろうかと思うのですが、そうした検討をしていただくように、ぜひ今後検討していただきたいというふうに、これは要望になろうかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

あとは、最後の項目になりますが、1年ごとの任用ということになるということでもあります。とはいっても、ぜひこうした今までもう長年臨時職員として、本当に正規の職員でありますと、それこそ3年とかかなんとかの周期で人事異動もあろうかと思うのですが、臨時職員のほうがかえってその職場で長く貢献している方もいらっしゃるし、業務内容についても熟知といったらあれですけども、経験豊かな職員もいるわけですから、そういった方の継続といいますか、新たな任用する場合についても、ぜひ本人の意向、当局の都合によって切り捨てといいますか、雇いどめを行うようなことはしないということをごひ明言していただきたいと思いますが。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからの再質問でございます。国のほうからマニュアル等も示されております。そういった基準を明確にする中での任用という形になります。今議員さんがおっしゃったことのないような形で町としても進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。



◎議案第30号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（大澤金作議員） 日程第8、議案第30号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

- 町長（石木戸道也） 議案第30号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

- 議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

- 総務課長（新井敏文） 議案第30号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の後ろに添付しております新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

今回の改正は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係する町条例12件について一括で一部改正、または廃止を行うものでございます。

第1条関係、皆野町職員定数条例、第2条関係、皆野町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、次の2ページになりますが、第3条関係、皆野町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、第4条関係、皆野町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、第5条関係、皆野町職員の育児休業等に関する条例、5ページの第7条関係、皆野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例については、会計年度任用職員制度の規定を加えるなどの改正を行うものでございます。

1条戻りまして、4ページ中段になります。第6条関係、公益法人等への職員の派遣等に関する条例は、引用条文を改めるほか、字句の改正を行うものでございます。

6ページをごらんください。第8条関係、特別職の職員の報酬及び費用弁償支給条例は、引用条文を改めるほか、特別職の定義が厳格化されたことに伴い、別表の整理を行うものでございます。

7ページ下段以降になりますが、これまで特別職の非常勤職員としていた公民館長、幼稚園長、勤労福祉センター所長、区長、環境衛生委員等の一部の職を削除するものでございます。

9ページ下段になります。第9条関係、皆野町一般職員の給与に関する条例、次の10ページになります。

第10条関係、町技能職員の給与の種類及び基準に関する条例、第11条関係、町職員の旅費支給に関する条例については、会計年度任用職員制度の内容に改めるものでございます。

12ページからは、第12条関係、皆野町英語指導助手の給与等に関する条例について、会計年度任用職員の給与等条例の制定により、廃止するものでございます。

議案の4ページにお戻りください。附則として、この条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第30号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 新旧対照表の7ページから8ページ、9ページにかけての公民館長なり幼稚園長なりずっと行きまして、区長、環境衛生員手当、これを改正後は削除してしまうということなのですが、こういった人たちの報酬なり手当はどこで規定しておくのでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんのご質問にお答えをいたします。

今回、特別職の任用の規定が厳格化されました。任用できる範囲というのが示されております。それによりまして、こうしたこれまで特別職の非常勤職員として位置づけていた職については今回削除するという内容でございます。

具体的に申し上げますと、公民館長、幼稚園長、それから勤労福祉センターの所長等につきましては、組織の管理運営を行う業務となりますので、こういった職につきましては、常勤の一般職等を充てるのが望ましいということとなっております。

それから、行政区長、それから環境衛生委員等につきましては、内容等から業務委託等を現在のところ考えております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） ということになりますと、公民館長なり幼稚園長なり勤労福祉センターの所長、常勤の一般職を充てるということなのですが、来年度からそういった方向で検討しているということでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからの再質問にお答えいたします。

今回の改正によりまして、そういった職員を充てるのが望ましいということになっておりますので、常勤の一般職員もしくは再任用職員等も考えられますので、そういった方向で今後検討してまいります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そういった方向で新年度から対応するように検討している段階だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。

内海議員の今の質問と重なるとは思いますが、今後、勤労福祉センター、これは温水プールだと思えますけれども、ここにでも今度は常勤の職員を張りつけるという今の答弁だと思えますけれども、そうすると、常勤の職員を今度そこにつけるとなると、温水プールの赤字がますますふえると思えますよ、持ち出しが。その辺のところはどういうふうに考えているのか。考えをお願いします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 宮原議員さんからのご質問にお答えをいたします。

国のほうでも特別職の任用というのが非常に厳格化されたところでございます。任用できる職とできないものというのが国においても示されております。そうした中で勤労福祉センターの所長という立場でございますので、やはり常勤の職員を充てるのが望ましいという職になります。当然赤字収支等の施設については、関係もございしますが、今回のそういった法律の見直し等によってはそういう対応をせざるを得ないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の総務課長の答弁でいくと、温水プールについてはますます持ち出しが多くなります。それでもやるのですか。これは、副町長答弁してみてください。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 先ほど総務課長が答弁したとおりでございますが、上位法、法律等がそのように改正されましたので、それに従うべきだと、そう思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） では、執行部としては温水プールについても、ほかのもそうですけれども、持ち出しが今まで以上に、恐らく倍以上にはなってくると思うのです。これはもうちょっと考えなければならぬのではないですか。もう一度答弁願います。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 勤務の内容、またその安全管理、それからいろんな施設の管理含めて、常勤の職員がふさわしい、適正であるという解釈であろうかと思えます、その法の改正の趣旨が。そういうことで赤字云々の見方もあると思えますが、そういう観点からの法律の改正だと思えますので、行政の執行としてはそのように執行すべきだと考えております。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の答弁からいくと、温水プールについてもこれから何ら検討もしないという答弁と同じです。持ち出しが増えるのがわかっていて、法律だからそれに沿ってやるのだということについては、ちょっと理解し切れませんので、その辺のところはひとつ今後執行部におかれても、何らかの方法はあると思うのですよ、幾らも方法が。検討して、ぜひ取り組んでいてもらいたいと思えます。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。



◎議案第31号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第9、議案第31号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第31号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、地方公務員法が改正されたことに伴うほか、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第31号 皆野町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案内容をご説明いたします。

議案の後ろに添付いたしました新旧対照表によりご説明いたしますので、新旧対照表の1ページをごらんください。

第14条の2は、夜間勤務手当の規定を新設するものでございます。

第15条から次の2ページになりますが、第17条及び第17条の3は、新設する第14条の2に関連した字句の改正を行うものでございます。

第17条の4、第17条の5、第17条の7、4ページになりますが、第18条については、成年被後見人または補佐人による欠格条項の規定を削除するものでございます。

議案にお戻りいただきまして、最下段になります。附則として、この条例は、令和元年12月14日から施

行するものでございます。これは、地方公務員法の一部改正に係る施行期日が交付の日から起算して6月を経過した日とされていることによるものでございます。

以上、議案第31号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。



◎議案第32号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第10、議案第32号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第32号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第32号 皆野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

本条例は、児童福祉法の規定に基づき、比較的小規模な保育事業の設備や運営に関する基準を定めているものでございます。なお、皆野町には、現在対象となる施設はございません。

4枚目の改正条文の新旧対照表をお開きください。この新旧対照表に沿ってご説明いたします。

第6条の改正は、保育所等との連携に関する見直しでございます。家庭的保育事業等による保育の提供の終了後も必要な保育や教育が継続的に提供されるよう、連携施設の確保が義務づけられておりますが、

家庭的保育事業等を行う事業所同士の連携協力も可能にするなど、基準を緩和するものでございます。

3ページをお開きください。第16条の改正は、食事の提供を行うことができる事業者として、第3号では学校や共同調理場を、第4号では保育所、幼稚園、認定こども園等の調理業務を受託している事業者を追加するものでございます。

4ページをお願いします。中段、第45条の改正は、保育所型事業所内保育事業者の連携施設に関する特例の追加を規定しております。

附則第3条の改正は、連携施設の経過措置に関する猶予規定の見直しで、5年延長して10年とするものでございます。

改正条例本文にお戻りいただきまして、3ページの附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 不勉強で申しわけないのですけれども、皆野町家庭的保育事業所というのは皆野にはないというお話は聞きましたけれども、これは無認可保育園のことなのですか。

それと同時に、具体的にどんなことをやるところを家庭的保育事業所というのでしょうか、お伺いします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（浅見幸弘） 10番、四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

無認可保育園とは違う内容でございます。比較的小規模な保育を行う事業所を町で認可ができる内容になっていきます。認可を受けて給付費を支給する、そうした事業所について、国のほうでは待機児童対策等の関係で、このような事業所の参入を進めております。家庭的保育とか事業所内保育とか、そういった少人数の事業所がこの家庭的保育事業になります。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） わかりました。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第33号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 日程第11、議案第33号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第33号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 健康福祉課長に議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 浅見幸弘登壇〕

○健康福祉課長（浅見幸弘） 議案第33号 皆野町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、内容をご説明申し上げます。

本条例は、認定こども園、幼稚園、保育所などの施設や地域型保育事業を行う事業者が適切な運営を行っていることを確認するための基準を規定しております。なお、今回の条例改正に当たっては、現行の国の示す基準どおりとし、町独自の基準を加えないで改正するものでございます。

本文の11ページの後に改正条文の新旧対照表を添付してありますのでお開きください。

この新旧対照表に沿ってご説明いたします。幼児教育・保育の無償化に伴う改正箇所も多く、引用条文の項ずれや文言の修正等が多岐にわたっておりますことから、細かい説明を省略させていただきます。

第2条は、この条例における用語の意義を定めております。子ども・子育て支援法の改正に伴い、第9号は、「支給認定」との略称が「教育・保育給付認定」に、第10号は、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、第11号は、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改めるものでございます。

改正後の第12号から第16号は、新たに定義を加える改正でございます。

1ページおめくりいただいて、3ページ、第29号までの改正は、条例案中のそれぞれの規定の箇所改正されております。

7ページをお開きください。下段、第13条の改正は、無償化の実施に伴い、利用者負担額、いわゆる保育料を支払う保護者の範囲を規定する等の改正でございます。

9ページをお願いします。第13条第4項第3号の改正は、食事の提供に要する費用の取り扱いを変更する改正でございます。なお、ア及びイ、次ページのウに掲げるものの副食費は公費負担とされ、9ページのアでは年収約360万円未満相当の世帯、イでは多子世帯のことが規定されております。

10ページの下段、第5項及び第6項の改正は、先ほど説明いたしました第2条の改正に係る「支給認定保護者」の略称を「教育・保育認定保護者」に改めるものでございます。

少し飛びまして、23ページをお願いします。下段、第42条では、地域型保育事業者は、連携施設を適切に確保しなければならない旨が規定されております。このたびの改正では、次ページの24ページ、第2項から第5項が新設され、連携施設の確保義務を緩和する改正でございます。

36ページをお開きください。附則の第3条が削除となります。これは幼児教育・保育の無償化により、1号認定子どもの満3歳以上で教育を希望する子どもに係る保育料が一律無料になることから不要となる規定でございます。

38ページ、最終ページをお開きください。第5条の改正でございますが、特定地域型保育事業者のうち連携施設の要件を全て満たしている事業者は、全体の半数程度であることを踏まえ、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年延長する改正でございます。

改正条文本文11ページをお願いします。附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上、簡単でございますが、議案第33号の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。



◎日程の追加

○議長（大澤金作議員） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。この際、議案第34号以下を順次日程に追加し、ご審議いただきたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号以下を順次日程に追加して審議することに決定いたしました。



◎議案第34号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第1、議案第34号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第4号）を議

題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第34号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 議案第34号 令和元年度皆野町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

1 ページをごらんください。本補正予算は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,490万9,000円を追加し、総額を42億6,771万8,000円とするものでございます。

2 ページから4 ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3 ページをごらんください。まず、歳入の主なものからご説明申し上げます。最上段、款1 町税、項2 固定資産税、目1 固定資産税、償却資産494万6,000円の増額は、課税額が増額する見込みとなったものでございます。

中ほど款15 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 民生費国庫補助金、節4 災害救助費国庫補助金の災害等廃棄物処理事業国庫補助金1,813万2,000円の追加は、10月の台風19号により被害を受けた金沢地内及び三沢地内の土砂災害現場において、土砂撤去等を行うための経費について国の補助を受け入れるものでございます。

最下段、款16 県支出金、項1 県負担金、目2 民生費県負担金、節10、災害救助費等県負担金の災害救助費繰替支弁金県負担金21万2,000円の追加は、同じく台風19号の対応で開設した避難所で使用した毛布のクリーニング費用について、県からの負担金を受け入れるものでございます。

4 ページに移ります。下から2 段目、款19 繰入金、項1 基金繰入金、目4 財政調整基金繰入金2,617万5,000円の減額は、この後ご説明いたします台風19号対応のため専決処分いたしました補正予算（第3号）において繰り入れた額について、事業費の見直しにより相当額を捻出し、繰入金を減額するものでございます。

そのすぐ下、目5 災害見舞基金繰入金30万円の追加は、台風19号による被害を受けた方へ支給する災害見舞金の財源として繰り入れるものでございます。

最下段、款21 諸収入、項5 雑入、目1 雑入、節5 雑入、5 ページに移りまして、後期高齢者医療療養給付費負担金返還金1,612万4,000円の追加は、平成30年度に後期高齢者医療広域連合へ支出した負担金について、決算を経て精算した差額が返還されるものでございます。

続いて、6 ページからが歳出になります。なお、事業費の確定等に伴う減額については説明を省略し、

主なものについてご説明をさせていただきます。

8ページをごらんください。最上段、款2総務費、項1総務管理費、目8電子計算費、節15工事請負費、LAN配線整備工事費1,061万5,000円の減額は、台風19号対応費用の捻出のため事業を中止し、事業費を皆減するものでございます。

9ページに移りまして、最下段、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節23償還金、利子及び割引料の障害者自立支援給付費等国庫負担金過年度返還金ほか5件の返還金、合計1,034万円の追加は、平成30年度の決算を経て精算したことによる国及び県への返還金でございます。

10ページに移ります。最下段、款3民生費、項3災害救助費、目1災害救助費、節12役務費のクリーニング代21万2,000円の追加は、台風19号の対応で開設した避難所で使用した毛布のクリーニング費用でございます。なお、歳入でも申し上げましたが、全額県からの負担金により実施をいたします。

その下、節13委託料の金沢地内・三沢地内土砂災害発生現場堆積土砂排除業務委託料3,130万7,000円と、11ページに移りまして、被災家屋廃棄物処理委託料2,710万2,000円の追加は、台風19号による土砂災害に対応するためのものでございます。

その下、節15工事請負費、金沢地内土砂災害発生現場仮設道路設置工事121万円の増額は、土砂災害発生現場への仮設道路設置工事について、専決処分の補正予算（第3号）に計上した段階からルート変更があったことにより、増額するものでございます。なお、この工事の工事費は、合計357万5,000円でございます。

その下、節20扶助費、災害見舞金30万円の追加は、台風19号による家屋全壊被害に対し、町規則に基づいて災害見舞金を支給するためのものでございます。なお、財源として同額を災害見舞基金から繰り入れをいたします。

12ページに移ります。最下段、款8土木費、項2道路橋梁費、目3道路新設改良費、節15工事請負費の道路改良工事費290万円の減額は、台風19号対応費用の捻出のため、予定していた工事を一時中止としたことによるものでございます。

13ページに移ります。節22補償、補填及び賠償金1,308万円の増額は、今後整備を予定している路線について、物件補償金の額が確定したため、増額するものでございます。

次の段、款9消防費、項1消防費、目3消防施設費、節15工事請負費の防火水槽撤去工事費220万円の追加は、行政区からの要請に基づき老朽化した防火水槽を撤去するものでございます。

また、同じ工事請負費の消防団旧第2分団第3部詰所解体工事費200万円の減額は台風19号対応費用の捻出のため、事業を中止としたことによるものでございます。

少し飛びまして17ページをごらんください。最上段、款10教育費、項5社会教育費、目3文化財保護費、節15工事請負費、前原の不整合遊歩道整備工事費205万2,000円の減額及び目5文化会館費、節15工事請負費、ホール照明設備更新工事費4,873万円の減額は、ともに台風19号対応費用の捻出のため、事業を中止としたことによるものでございます。

最下段、款12公債費、項1公債費、目1元金140万円の追加と、18ページに移りまして、目2利子67万円の減額は、過去の起債の利率見直し等によるものでございます。

19ページから23ページまでが給与費明細書、24ページが地方債に関する調書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度一般会計補正予算（第4号）の説明とさせていただきます。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 12番、宮原です。

文化会館の工事について、まず教育長にお尋ねしますけれども、この工事をやめた理由はどういうことで教育委員会としてはこの工事をやめたのか。また、それと昨年度照明設備に2,100万円投資して、その後、文化会館の照明灯を利用してきたと思うのですけれども、不都合があったのかなかったのか、先日の町の歌謡クラブの集まり、あるいはまた人形サミット等でも使ったようでございますけれども、何ら不都合はなかったという話を聞いておりますが、まずその点についてご質問いたします。

○議長（大澤金作議員） 教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんからのご質問についてお答え申し上げます。

文化会館のホール照明設備更新工事の減額についてであります。この工事につきましては、既に30年経過している文化会館の照明工事の2期工事、舞台照明の配電盤の更新工事になります。今回、減額した理由は、点検結果に基づいた当初予算要望でしたが、現在は議員さんがおっしゃるとおり使用できていますので、減額をいたしました。教育委員会といたしますと、学校施設、社会教育施設等多くの施設を管理しています。今後は、減額した照明工事につきまして、様子を見ながら、また各施設の優先順位を確認しながら工事を行っていきたくと考えています。

以上です。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今、教育長の答弁と、先ほどの総務課長の議案の説明、これ内容はまるっきり違うと思うのですけれども、理由が。総務課長は、たしか台風の被害によるその資金に充てるという説明だったと思うのです。教育長の説明はまるっきり違うのです。その辺のところをひとつよく相談して一つにまとめてください。まるっきり違うのでは話にならない。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 宮原議員さんからのご質問にお答えをいたします。

今回、台風19号によりまして町内においても大規模な土砂崩れ等がございました。それらの土砂撤去、また家屋の撤去、それからもろもろの復旧工事等を実施しております。その費用といたしまして、先ほど内海議員さんのほうの一般質問にもございましたが、補正の3号、それから今回審議いただいております補正の4号におきまして予算措置をしております。補正の3号、それから4号合わせまして、災害復旧費、それから災害の避難所の開設をした対応費等も含めまして、8,759万1,000円の費用を予算計上してございます。そういった多額の費用を要することから、今回緊急性のない事業については中止もしくは翌年度以降に先送りをするという検討をさせていただきました。これは、財政を担当する総務課を中心といたしまして、各課の事業を見直しを実施いたしました。そうした中で建設課、それから総務課、教育委員会等で大きな事業がございましたので、そういった事業を再度見直しをいただく中で、先ほど申し上げましたように、総務課においてはLANの配線工事、それから詰所の解体、建設課におきましては道路の新設改良部分、それから文化会館においては、使用するには支障がないということで、文化会館の照明設備等々を今回の災害費用の財源捻出をするということで中止または次年度以降に先送りをするということで内部で調整をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 今の総務課長の答弁と教育長の内容の答弁、まるっきり違うのです。議長、その辺のところを一本にしてもらわないと、これ以上進めないの、ひとつ整理してください。

○議長（大澤金作議員） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時10分

再開 午後 4時12分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（豊田尚正） 宮原議員さんのご質問にお答えします。

今回、点検結果に基づいた予算要望でしたが、現在は使用できているという事実、これがわかりました。そういったことがわかったという教育委員会の判断のもとで、これを総務課のほうで緊急性のない事業という判断をしていただいたわけです。それなので、財源捻出に充てたという一貫した流れになっていると思いますので、そのように答弁させていただきます。

○議長（大澤金作議員） 12番、宮原睦夫議員。

○12番（宮原睦夫議員） 一つにまとまったようなので、これはこれで結構でございます。

この点について、実はこの文化会館の工事等については、一昨年は空調に1億1,200万円、昨年度は照明設備に2,400万円、本年度約4,800万円の予算計上したわけでございます。この点について、私もいろいろとちょっと納得いかない部分が多かったものですから、教育委員会、執行部等も何回か協議してきた経過があるわけでございます。その中において、やはり私がいつも行革の中で言ってきたことは、だめなものはやめる、あるいは抜本的に改革する、これが私の行財政改革に取り組む基本姿勢でございました。その中でやっぱり石木戸町政も予算で計上して、予算を可決したものを検討した結果、今期はやらないということでございます。やはり行財政改革を進める中でも、予算はとったものの、検討の結果、おろしたということについては、非常に石木戸町政も行財政改革、あるいは町の行政を担っていく中で、非常に苦渋な決断だったと思います。こういったことも、止すことも仕事だと思います。今後、ぜひそういった面からも石木戸町政の最後の一つの締めくくりをそういった面からもぜひ積極的にお願いしたいと思います。

また、教育委員会においても幾ら努力したってだめなものはだめなのです。教育長の話ですと、教育的には、非常に皆野の小中学校の成績が上がっているということでございます。特に教育委員会も教育については、私も大変高評価を申し上げているところでございます。それで、一番やっぱり今回問題になったのは、教育委員会が教育長を初め次長も事業等にまるっきり素人だと思うのです。私から見ると、この文化会館の工事の関係なんかは、全く素人の考えです。そういったことの意味からも、ちょっとこれは最後に副町長に答弁願いたいのですけれども、今後、こういった工事あるいは事業等も、教育委員会ではマレットゴルフにしたって、まるっきり素人なのだから、これからできっこないですよ、無理ですよ。今後、ぜひひとつ執行部としてもどういう考えで取り組んでいくか、そういった大きな事業、工事等についてはまるっきりわからないところは検討するから、今回だってこういうことになる。その辺のところを今後どういうふうに取り組んでいくのか、町長に聞けばいいのですけれども、町長に聞くと、ちょっと町長も苦しい答弁になると思うので、副町長がこれ答弁してください。

○議長（大澤金作議員） 副町長。

○副町長（土屋良彦） 宮原議員さんの質問にお答えします。

教育委員会における工事関係については、見直す必要があるのではないかというようなお尋ねかと思えます。いろいろ工事については、技術関連等々あると思います。ただ、大変担当関係もよくやってもらっていると思います。いろいろ教育委員会、また町の町長部局も連携して、例えばいろんな工事関係については、建設課等々の連携して取り組み、教育部局と執行部がワンチームで取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 10ページと11ページにかかるのですが、災害救助費の委託料と工事請負費の関係です。金沢地内・三沢地内の土砂災害発生現場ということなのですが、具体的に金沢諏訪平の災害箇所、また三沢の丑沢の災害箇所別に、それぞれに土砂の排除業務委託料と被災家屋廃棄物処理委託料、災害場所別にどの程度の委託料を予定しているのか。

3ページの歳入との関係なのですが、災害等廃棄物処理事業国庫補助金ということで、歳入で1,813万円あるわけなのですが、台風19号の関係で、災害復旧費としてこれ以外に国庫等からの補助金があるのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

それと、一緒に質問してしまいます。補正関係の大きいところで、先ほど来、宮原議員からも言われているのですが、文化会館のホール照明灯設備更新工事費、全額の減額4,873万円、また8ページのLANの配線整備工事費マイナス1,061万円、12ページの町道改良費マイナスの290万円、前原の不整合の遊歩等整備費マイナスの200万円ということで、緊急性のない事業を見直し、災害対応に充てるということのようです。それはそれとして私は理解するのですが、少なくともこれだけの町の所管する災害の復旧費だけでも8,500万円以上の復旧費が必要だということで、こうした見直しをせざるを得ないというのはわかるのですが、冒頭、町長の来年度の予算編成の中でも触れられておりましたが、来年度、マレットゴルフ場の整備を予算化したいというような挨拶がされているのですが、少なくともこういった事態であるので、マレットゴルフ場の用地買収費、一応2,000万円弱の予算計上をされているわけなのですが、これについて全然触れられていないというのはどういった理由なのか、この辺について含めてお聞きしたいと思います。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 11番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

ページの10ページから11ページにわたります目災害救助費の委託料の5,840万9,000円でございますが、こちら説明欄に堆積土砂排除業務委託料3,130万7,000円、被災家屋廃棄物処理委託料2,710万2,000円と説明ございますけれども、事業といたしましては1事業として今捉えております。と申しますのが、関連しまして歳入のほうの3ページになりますけれども、災害廃棄物等処理事業国庫補助金、こちら1事業で報告してございます都合上、1事業として委託をする予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 内海議員さんからのご質問にお答えをいたします。

台風の財源の確保に伴う事業の見直しの関係でございます。これにつきましては、先ほどご説明いたしましたように、文化会館、それから総務課の事業、建設課の事業等から見直しをしております。当然優先順位についてもありますけれども、今回、災害対応ということで総務課の防災担当の職員が対応に当たっております。それから、建設課におきましては、災害復旧事業ということで、林道、それから町道の復旧事業を被災後に行っております。こうしたことから、本来予定どおり可決をいただいた事業をできればいいのですけれども、なかなか職員の災害対応を優先ということもあります。そうしますと、今、総務課で言いますと、LANの配線事業、それから詰所の解体工事を実施をすると、職員の手が回らないような状況になっております。また、建設課においても災害復旧事業を優先をしておりますので、そういった職員の事務量等も考慮して、今回の見直しというのは行っております。

そうしたことからマレットゴルフにつきましては、教育委員会の担当になります。ある意味、災害対応をする職員の事務処理量等も考慮して、今回の財源捻出は行ったということで理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 町民生活課長の、私の質問の仕方が悪かったのかもわからないのですが、災害現場ごと、金沢の諏訪平、三沢の丑沢の災害箇所別に、それぞれの例えば何千万円を金沢地区、何千万円を三沢地区、その辺の内容をお聞きしたかったのですが。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 11番、内海議員さんの再質問にお答えいたします。

予算上の見積もりでございますが、堆積土砂の撤去につきましてはこの予算どおりでございます、こちらは金沢の土砂でございます。予算の見積もりとしますと、金沢の被災家屋が1,587万3,000円、三沢が1,122万8,800円、実際にこの予算通りしました後、執行するように、現在正規に、公共土木施工単価を使いながら積算中でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） そうなりますと、堆積土砂の排除の業務委託料については、全て金沢の諏訪平の工事現場という理解でよろしいということですか。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長。

○町民生活課長（長島 弘） 11番、内海勝男議員さんの再々質問にお答えさせていただきます。

そのとおりでございます、全て金沢でございます。三沢につきましては、地すべり防止区域でございます、また砂防河川でございます、土砂を撤去することによって二次災害が起こりかねないということと、砂防河川の被害につきましては、県土整備事務所で堆積土砂を撤去する予定でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 理解しました。ありがとうございました。

それで、マレットゴルフ場の用地買収費の関係なのですが、これは教育委員会のほうでの所管ということで、災害対応には含めなかったということなのですが、どうなのですか。私は、今度の補正予算でその

辺出てくるのかなというふうに思っていたのです。少なくとも文化会館のホール照明については、そういう理由で総務課長のほうから説明されているわけです。町長どうでしょうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） マレットゴルフ場の土地につきましては、地主さんからのご理解もいただいておりますし、そんな関係もありまして、あるいはまた多くの町民の方からも来年度はという期待もされておりますので、今回は見直しの対象にはしなかったと、こういうことでございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 少なくともこれだけの大きな災害をこうむって八千何百万円の復旧費をかけざるをえないと、大きな事業等も減額補正しているという中で、そんなに緊急を要する事業なのでしょう。設計等は進んでいるとは思いますが、1年なり2年なり先に延ばすことはできないのでしょうか。少なくともまだ3月にも補正があります。町民にとっては理解しづらい面ではないのかなというふうに思います。そんなに多くの町民がマレットゴルフ場の新設を望んでいるというふうには思いませんし、この件について町民の方の声を聞くと、「いやあ、何を考えているんでしょうかね」というそういった声が多く聞こえますので、3月の補正含めて再検討する考えはあるかどうか。

○議長（大澤金作議員） 町長。

○町長（石木戸道也） 冒頭の挨拶でも申し上げましたとおり、予定としては来年度執行していきたいと、こういうことでございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） 12ページになります。12ページから13ページにまたがって、款8 土木費で道路橋梁費、この節の15、17、22が大体同じところでの計上のような気がするのですが、この流れ、工事請負費が290万円減額されて、今度は公有財産購入費として291万円上がってきていると、これは同じところで、どういう流れがここにあるって、その下の節22のほうにも補償費的なもので、今度は1,308万円計上されてありますけれども、この流れをよろしくお願いします。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 3番、小杉議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、12ページ、15の工事請負費290万円の減額でございます。まず最初に、一番上に、町道皆野128号線、これが90万円の減額でございます。これは、約7メートルの工事を予定しておったのですけれども、その下にございます土地購入費、その下にございます22の物件補償費、これは旧金子米屋さんのところの道路が約60メートル、今年度、これからこの予算を可決いただきますと、用地買収に移ります。それに伴いまして、この128号線の約7メートルの間につきましては、工事の効率性を考えまして、予算買収ができた後に、来年度一緒に施工するという事で建設課のほうで減額したわけでございます。この減額につきましては、先ほど総務課長が言いましたように、台風のほうの災害費のほうに捻出したという形でございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 3番、小杉修一議員。

○3番（小杉修一議員） なるほどということなのですかけれども、補償のほうで下田野58号線も入ってきていますけれども、この辺はどんなものですか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 小杉議員さんの再質問にお答えいたします。

22の補償費の下田野58号線でございますけれども、場所につきましては下田野の赤城神社の沢向こうで、旧民宿の田野沢さんがございました。その町道をことし用地買収をして、来年度工事をする予定でございます。その道路の用地内に井戸がございまして、1軒のお宅がその井戸を使用してございます。それが用地内にあるため、機能補償という形で上水を引くという補償費でございます。

以上でございます。

〔「了解しました」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） 先ほど内海議員さんのほうから質問をしたのに何か答えてなかったように思ったのですが、3ページの歳入で国庫支出金の中で、災害等廃棄物処理事業国庫補助金1,813万2,000円、いろいろこの大災害の中で歳入を見ると、これしか国庫あるいは県あたりからの災害に対しての補助金というのは、大分復旧にかかって、ほかの事業もやめてそれに充てるといような話がありましたけれども、歳入について、今後、激甚災害とかそういった災害の中で、補助金あるいは負担金、そういったものがこれから申請なりなんなりすると入ってくるのですか。これしかないのですか、災害に対しての補助金は、その辺は見通しはどのようなのですか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 四方田議員さんの質問にお答えいたします。

歳入の3ページになりますけれども、今回の台風の災害の補助金でございます。先ほど町民生活課長のほうが申しましたように、金沢と三沢の土砂撤去及び家屋の撤去につきましては、先ほどのこの金額でございます。なお、建設課のほうで今回約2,000万円ぐらいの工事を行っております。その国庫補助金でございますけれども、国庫補助金は今回の被災につきましては、復旧につきましては原則原形復旧でございます。維持的な舗装の修繕、そういうものには該当なりません。今回の建設課のほうで行っております工事につきましては、該当がなしということでございます。ですので、建設課の工事の財源の国庫の負担金とかはございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） だけれども、ちょっと考えにくい、そうってはなんですけれども、たったこれだけしか、これだけの災害で補助金というのはないのですか。何かほかにいろんな申請の仕方やなんかがあるのではないのですか、その辺はどのようなのですか。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 建設課の工事で先ほど言いましたように16路線で2,000万円やっております。

それにつきましては、先ほど申しましたように、国の査定基準がございまして、その査定基準に準じていきますと、先ほど言いましたように、維持的な工事、舗装が傷んだ、舗装の補修をする、構造物がなかったところに構造物をつくるか、一部孤立をなくす状態で路線を変更すると、山側を削りまして路線を変更するというような形につきましては、該当なりません。そこで、県土さんのほうとも打ち合わせと、振興センターとも打ち合わせを行っておりますけれども、今回の工事につきましては、建設課分につま

しては該当なしという形で行っております。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんのご質問にお答えいたします。

先ほど激甚災害というお話もございました。激甚災害につきましては、指定になっております。ただ、この激甚災害につきましては、その災害を受けた施設等によって適用されるというものでございます。例えば河川ですとか道路、学校施設のような公共施設の復旧工事、それから農地ですとか農業用施設等の農地等の被害等については、その激甚災害の対象になるということですが、今回のような土砂災害の土砂の撤去ということには、激甚災害を適用されるような補助事業には該当しておりません。ですから、激甚災害の指定による補助率のかさ上げ等の適用はございません。

ただ、今回、国庫補助を受けて土砂撤去等の事業を行いますので、その補助を受けて実施する事業に伴う町の負担分、補助裏の負担分につきましては、特別交付税の措置、算入される分があるということでございます。ですから、それ以外の補助金等については、現在段階ではないということでございます。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 10番、四方田実議員。

○10番（四方田 実議員） そうすると、1,813万2,000円しか来なくて、あとの事業は自分持ちということになるわけですか。

○議長（大澤金作議員） 総務課長。

○総務課長（新井敏文） 四方田議員さんの再質問にお答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。町の負担ということになります。

〔「わかりました。ありがとうございます」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。



◎会議時間の延長

○議長（大澤金作議員） 本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。暫時休憩します。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 4時42分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第35号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第2、議案第35号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 議案第35号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算に補正の必要が生じたため、地方自治法の規定により、この案を提出するものでございます。

ご審議の上、原案を可決いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 町民生活課長に議案内容の説明を求めます。

町民生活課長。

〔町民生活課長 長島 弘登壇〕

○町民生活課長（長島 弘） 議案第35号 令和元年度皆野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、内容のご説明を申し上げます。

1枚おめくりいただいて、1ページをごらんください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に3,963万5,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億3,046万9,000円とするものでございます。

3枚目の水色の仕切りの次の予算の事項別明細書に沿ってご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページをお開きください。歳入でございますが、款5 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金3,879万5,000円の増額は、一般被保険者、退職被保険者の療養給付費等に係るものでございます。

下段、款7 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金84万円の増額は、出産育児一時金にかかる繰入金で、当初予算では7人の見込みでありましたが、母子健康手帳の交付状況に基づき3人を追加し、10人とするものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございますが、主なものをご説明申し上げます。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費10万8,000円の増額は、普通調整交付金に係るパソコンの更新に伴うシステムの移行費用でございます。

中段、款2 保険給付費、項1 療養給付費、目1 一般被保険者療養給付費から目3 一般被保険者療養費については、令和元年度の給付実績等から現予算に不足が生じる見込みであることから、総額で3,879万5,000円を増額するものでございます。

最下段、款2 保険給付費、項4 出産育児諸費126万1,000円の増額については、歳入のときに説明させていただいたとおり、10人の出産を見込むものでございます。

5ページをごらんください。中段、款7 基金積立金、項1 基金積立金、目1 財政調整基金積立金685万円の減額は、歳入歳出調整によるものでございます。

最下段、款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目3 償還金631万円の増額は、平成30年度保険給付費等交付金、これの精算によるものでございます。

以上、議案第35号の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 質疑なしと認めます。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。



◎承認第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第3、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度皆野町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和元年10月31日、令和元年度皆野町一般会計補正予算（第3号）を専決処分したので、地方自治法の規定によりこの案を提出するものでございます。

ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） 総務課長に議案内容の説明を求めます。

総務課長。

〔総務課長 新井敏文登壇〕

○総務課長（新井敏文） 承認第5号、令和元年度皆野町一般会計補正予算（第3号）の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

予算書の1ページをごらんください。本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

2,746万円を追加し、総額を42億5,280万9,000円としたものでございます。

今回の補正は、10月12日に上陸した台風19号による災害対応費及び災害復旧事業費を計上したものでございます。

2ページから3ページまでが第1表、歳入歳出予算補正でございます。水色の仕切りの次からが歳入歳出補正予算事項別明細書等の予算に関する説明書でございます。

予算に関する説明書3ページをお開きください。歳入からご説明申し上げます。款19繰入金は、財政調整基金繰入金によるもので、2,746万円の繰り入れを行っております。なお、この繰入金につきましては、先ほど可決いただきました補正予算(第4号)におきまして、事業の見直しにより繰入額を2,617万5,000円減額をしております。

4ページからが歳出でございます。最上段、款3民生費、項3災害救助費、目1災害救助費、節13委託料198万円の追加は、金沢地内の土砂災害発生現場の測量及び地質解析調査の委託料でございます。

その下、節15工事請負費304万3,000円の追加は、同じく金沢地内の土砂災害発生現場の仮設道路設置工事費や通学路への仮設階段設置工事費でございます。

中段、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費、節11需用費、施設修繕料55万7,000円の追加は、台風19号の際、大湫の自然休養村管理所において雨漏りの被害があった箇所について修繕を行うものでございます。

最下段、項2林業費、目2林道整備費の各科目合計1,549万3,000円の増額は、台風19号による林道被害について、復旧工事を行うものでございます。

5ページに移ります。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、節15工事請負費416万5,000円の増額も同様に、台風19号による町道被害について、復旧工事を行うためのものでございます。

最下段、款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費、節15工事請負費44万6,000円の増額は、台風19号により皆野小学校と三沢小学校の校庭が被害を受けたため、補修工事を行うものでございます。

6ページからが給与費明細書でございます。

以上、簡単ではございますが、令和元年度皆野町一般会計補正予算(第3号)の説明といたします。

○議長(大澤金作議員) これより本案に対する質疑を行います。

11番、内海勝男議員。

○11番(内海勝男議員) 4ページの項2林業費、目2の林道整備費、この林道の補修工事費ということなのですが、ここに4路線ですか、補修の工事費ということなのですが、この4路線の直接的な災害の要因といたしますか、これらについてどのように考えているのか。例えば浦山線等につきましては、現場を見ましたら、地すべり的な現象があらわれているようなのですが、このところについては地すべりの防止区域に入っているのか等含めて、また上武秩父線、これの直接的な災害の要因、二本木線、能林線も含めて。

○議長(大澤金作議員) 建設課長。

○建設課長(宮原宏一) 11番、内海議員さんからのご質問にお答えいたします。

4ページ、林道費の工事請負費でございます。ここに書いてある4路線、浦山線、上武秩父線、二本木線、能林線、これの要因でございますけれども、4路線とも記録的な大雨によりまして排水等が詰まりまして、その雨水が路面上を流れました。それに伴いましてのり面が崩落しました。

浦山につきましては、地すべり地域とは関係ございません。

以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 11番、内海勝男議員。

○11番（内海勝男議員） 浦山線については地すべりには関係ないということなのですから、現象的には土砂崩れというより地すべり的な現象には見えませんが、あの林道はかなり陥没しているところですよ。

それと、上武秩父線につきましては、これは河川沿いの林道が崩れたということだと思っておりますが、このちょっと上流部分については、土砂崩れの現象が出ていたと思っておりますが、そういったことが大きく原因しているのではないかと思っております。

○議長（大澤金作議員） 建設課長。

○建設課長（宮原宏一） 内海議員さんの再質問にお答えいたします。

浦山線につきましては、確かにガードレールが一部、約30センチか40センチぐらい下がっております。あそこの部分につきましては、以前、もう20年ぐらいになるかと思っております。あの工事したとき、盛り土してございます。内海議員さんがおっしゃいますようにガードレールがちょっと下がっております。私も現地を台風後に調査いたしました。全体的な山から来ている地すべりというのではなくて、盛り土部分が下がったというような形でございます。

それと、上武秩父線でございますけれども、この上武秩父線の区間でございます。若林町議さんのお宅の入り口から約1キロぐらいまでが上武秩父線、その後、県営林道の上武秩父線がございます。今、内海議員さんがおっしゃられました崩落箇所につきましては、県の林道の上武秩父線の部分になってございます。ですので、今回のその被災、町の林道の上武秩父線の沢側の路肩が崩れた部分と、県営の上武秩父線の箇所については、ちょっと場所的に違います。以上でございます。

○議長（大澤金作議員） 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 5時00分

再開 午後 5時10分

○議長（大澤金作議員） 休憩前に続き会議を開きます。

◇

◎同意第19号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第4、同意第19号 人権擁護委員候補者の推薦について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第19号 人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員常木美登里氏の任期が令和2年6月30日をもって満了となります。つきましては、後任に新任の小宮浩子氏を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第19号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第19号は同意することに決定しました。

◇

◎同意第20号の説明、質疑、討論、採決

○議長（大澤金作議員） 追加日程第5、同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 石木戸道也登壇〕

○町長（石木戸道也） 同意第20号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の宮原本法氏の任期が令和元年12月22日をもって満了することから、続けて選任したいので、ご同意をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（大澤金作議員） これより本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） これをもって質疑を終結いたします。
続いて、討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 討論なしと認めます。

これより同意第20号を採決いたします。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、同意第20号は同意することに決定いたしました。



◎総務教育厚生常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第6、総務教育厚生常任委員会委員長報告を行います。

総務教育厚生常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。その写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いいたします。

総務教育厚生常任委員会委員長、4番、宮前司議員。

〔総務教育厚生常任委員長 宮前 司議員登壇〕

○総務教育厚生常任委員長（宮前 司議員） 4番、宮前です。総務教育厚生常任委員会から委員長報告を行います。

令和元年11月21日木曜日から22日金曜日に、総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会の合同研修を行いました。参加者は、大澤議長と若林副議長、当委員会から6名、産業建設常任委員会から5名と、執行部から土屋副町長、中島みらい創造課長、随員として吉岡事務局長の計14名です。

研修先は、富山県舟橋村です。人口3,107人、面積が3.47キロ平方で、日本で一番小さな村で、人口が倍増していることから奇跡の村と呼ばれています。

舟橋村に予定より早く到着したので、研修前に舟橋村図書館を視察いたしました。この図書館は、富山地方鉄道の越中舟橋駅と一体となっていて、交通の便がよく、施設の4分の3が図書館です。まず、1階が子供向けの本1万冊、2階が成人向けの本1万冊、そして3階には読まれなくなった本6万冊が保管されていました。利用者の増加もあり、住民1人当たりの貸し出し冊数は日本一となっていて、とてもうらやましい施設でした。

まだ時間があるので役場により議場を視察させていただきました。議席は7で、コンパクトな平面でした。驚いたのは、傍聴席が30席と多いことです。さらに、職員が29人で、総務課と生活環境課の2課で行われていることです。

それから、時間になるので視察研修先の舟橋会館に向かいました。玄関を入り、ロビーの右側の大きなガラスの外には池があり、すばらしい会館です。2階に上がり視察研修を行いました。

まず、挨拶と自己紹介をし、生活環境課の吉田課長より、埼玉県皆野町議会視察資料36ページをプロジェクターで説明されました。人口増加の要因は、市街化調整区域で開発ができないエリアであったため、

昭和55年から8年かけて市街化調整区域を除外して開発がスタートしました。富山市への利便性、地方鉄道で15分、車で20分、そして地価が安価であったことと分析しています。しかし、急激な人口増加に伴う諸問題に対するため、富山大学との包括連携、若手職員研修、人口問題プロジェクトチームの発足などの取り組みを行い、平成25年に舟橋村環境総合整備計画を策定し、これが地方創生の基盤となっているとのこと。

吉田課長が一番強調していたのは、子育て共助による地方創生で、共助は金になる、出生数が上がると何度も力説していました。これで出生数が上がらなければ失敗だとも言っていました。子育て共助の取り組みはまだ日が浅く、今後の動向に注目したいと思います。

詳細につきましては、議長への報告書のとおりです。

以上、報告を終わりにいたします。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、総務教育厚生常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で総務教育厚生常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎産業建設常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第7、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

産業建設常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いをいたします。

産業建設常任委員会委員長、3番、小杉修一議員。

〔産業建設常任委員長 小杉修一議員登壇〕

○産業建設常任委員長（小杉修一議員） 3番、小杉修一です。今回の研修は、11月21日、22日、総務教育厚生常任委員会と産業建設常任委員会で合同で富山県舟橋村及び長野県原村に研修に行っていました。

初日の要点について、ただいま総務教育厚生常任委員会委員長、宮前議員から詳細に説明いただきました。私のほうは、お手元のとおりではありますけれども、2日目について要約して説明させていただきます。

2日目に訪れた長野県原村になりますけれども、原村は、長野県南東部の八ヶ岳山麓にあり、標高約1,000メートル、人口約8,000人弱の村です。昭和50年の5,700人から人口が増加しているのですが、そのあたりを中心にお話を伺ってきました。

まず、昭和45年から村で宅地を整備し、分譲を始めたとのことでありました。それに伴い、東京でパンフレットを配ったりして、八ヶ岳山麓の田舎暮らしをアピールしたそうです。そして、体験住宅に訪れた

人には、村に住むボランティアの案内人がバックアップし、移住に成果を上げています。

補助金等に関しましては、皆野町と遜色ないというか、皆野町のほうがむしろ手厚い部分があるかなという感じもしたのですが、知名度のある八ヶ岳を売りに、かなりそういう人の呼び込みに成功した感が感じられましたのと、今申し上げたように、来た人にじかに村人が移住をバックアップ、勧めるというところがかうまく機能していたのかなという感じを強く受けました。

最後に、八ヶ岳山麓にある大変きれいな体験住宅を見学いたしました。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、産業建設常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で産業建設常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。



◎広報常任委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第8、広報常任委員会委員長報告を行います。

広報常任委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いをいたします。

広報常任委員会委員長、5番、常山知子議員。

〔広報常任委員長 常山知子議員登壇〕

○広報常任委員長（常山知子議員） 広報常任委員長の常山です。令和元年10月31日、広報の効果的な発信について、それと議会の活性化について、議会運営委員会と広報常任委員会合同の施設を三芳町役場まで行ってお話を聞いてきました。

報告はここにあるとおりののですが、広報のほうを補足しますと、読まなければ意味がないということ、そして伝えることではなく、伝わる議会だよりをつくるということを学んできました。これからの議会だより作成に生かしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、広報常任委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で広報常任委員会継続調査の委員長報告を終わります。

◇

◎議会運営委員会委員長報告、質疑

○議長（大澤金作議員） 追加日程第9、議会運営委員会委員長報告を行います。

議会運営委員会の継続調査について、会議規則第76条の規定により、その報告書が議長に提出されました。写しをお手元に配付いたしました。

委員長に補足説明がありましたら、お願いをいたします。

議会運営委員会委員長、9番、大澤径子議員。

〔議会運営委員長 大澤径子議員登壇〕

○議会運営委員長（大澤径子議員） 議会運営委員長、大澤径子です。視察研修の報告を行います。

令和元年10月31日、入間郡三芳町に広報常任委員会とともに合同で視察研修に伺いました。三芳町議会では、平成22年に議会基本条例、倫理条例が制定されるまでの過程を丁寧に説明をしていただきました。そして、その当時から議会報告会を重ねてきたこと、そしてその重要性についても詳しく説明をしていただきました。

活発な質疑応答などがあり、これからの議会運営に関して大変参考になる視察研修であったと思います。詳しい内容については、報告書のとおりでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（大澤金作議員） これより委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 以上で質疑を終結し、議会運営委員会委員長報告を終わりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

以上で議会運営委員会継続調査の委員長報告を終わります。

◇

◎広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（大澤金作議員） 追加日程第10、広報常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました広報常任委員会委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、広報常任委員会の閉会中の継続調査については、広報常任委員会委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

- 議長（大澤金作議員） 追加日程第11、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。本件は、お手元に配付いたしました議会運営委員会委員長の申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査については、議会運営委員会委員長の申し出のとおり決定いたしました。



◎議決事件の字句及び数字等の整理

- 議長（大澤金作議員） ここで、字句等の整理についてお諮りいたします。

会議規則第45条の規定により、会議中の発言に際しまして不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきますが、これにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会について

- 議長（大澤金作議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

- 議長（大澤金作議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

- 議長（大澤金作議員） これで本日の会議を閉じます。

令和元年第4回皆野町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時29分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

議 長 大 澤 金 作

署 名 議 員 宮 原 睦 夫

署 名 議 員 大 塚 鉄 也